

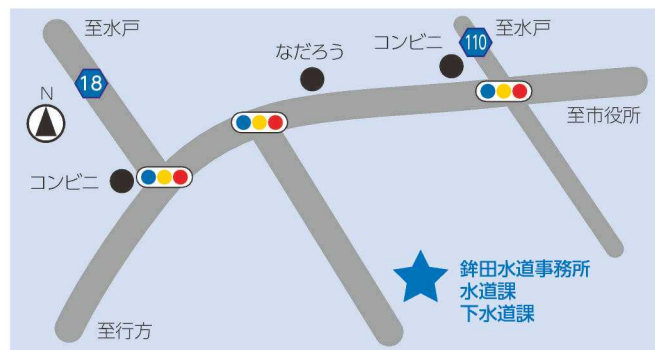
水道・下水道

水道

問合せ 水道課 TEL.32-4333

水道への申し込みについて

鉾田水道事務所
塔ヶ崎790番地2 TEL.32-4333



水道の水質について

水道課では、皆さまに衛生的な水道水をお届けするよう定期的に水質検査を実施しており、すべての項目で水質基準を満たしていますのでご安心ください。

次の場合は鉾田水道事務所まで届け出を

- 加入するとき → 『水道加入(給水)申請書』
- 使用を開始するとき
- 臨時用に使用するとき
- 転居または長期不在等により使用を中止するとき → 『水道使用中止届』
- 所有者が変わるとき → 『給水装置所有権変更届』
- 使用者が変わるとき → 『給水装置使用者氏名(名称、住所)変更届』
- 宅地内で漏水したとき → 『漏水修理報告書』

給水申込加入金

※主な口径

(税込)

口径(mm)	加入金の額	軽減後の額
13	132,000円	52,900円
20	165,000円	63,600円
25	264,000円	95,700円
30	363,000円	127,800円

▶ 軽減の要件

- 次に掲げる要件をすべて満たした場合に適用されます。
- (1) 給水管の口径が75ミリメートル未満であること。
 - (2) 既設の配水管から引き込みができること。
 - (3) 家屋内へ接続して使用すること。
 - (4) 加入申込受付の日から1年以内に工事が完了すること。
 - (5) 加入申込関係書類に、所定の誓約書を添付すること。

水道工事のお申し込み

ご家庭で給水装置の新設・改良・撤去などの工事を行う場合は、下記の手数料が必要になります。

詳細については、鉾田市指定給水装置工事事業者(指定工事店)にお申し込みください。

給水装置工事に係る手数料

区分	金額
設計審査手数料	1件につき 1,000円
使用材料検査手数料	1件につき 1,000円
竣工検査手数料	1件につき 1,000円
道路占用書類作成手数料	1件につき 2,000円

〈 広告 〉

あなたの町の水道屋さん
鉾田市指定上下水道工事店

排水工事 合併浄化槽 水道衛生 設備工事 リフォーム

水廻りのことならおまかせください!

飯田設備 鉾田市上富田1869-3
TEL 0291-36-5004
FAX 0291-36-5034

茨城県知事許可(般-29)第32307号
丁寧な施工・工事に対応致します

水廻りのことならお任せください!

建築・リフォーム工事
総合設備工事
水道施設工事
その他

お気軽に、お問い合わせください

株式会社 Onuma
鉾田市台濁沢308-3
TEL 0291-39-3559
FAX 0291-39-5460

お湯が出ない
水漏れ 排水つまり

お任せください!

LPガス・灯油・住設機器
(株)ミヤウチ
鉾田市新鉾田 2-10-3
TEL: 0291-
32-2753

水道料金

水道料金は
(基本料金+従量料金+水道メーター使用料)×消費税
なります。

①基本料金 (税抜)

口径 (mm)	使用水量	基本料金	水道メーター 使用料
13	10㎥まで	1,850円	100円
20	10㎥まで	1,950円	150円
25	10㎥まで	2,050円	200円
30	10㎥まで	3,000円	300円
40	10㎥まで	5,350円	500円
50	10㎥まで	10,000円	1,500円
75	10㎥まで	20,000円	2,300円
100	10㎥まで	33,000円	2,900円

②従量料金 (税抜)

1㎥あたり	
10㎥超え30㎥まで	210円
30㎥超え	220円

※10㎥までは、基本料金に含まれています。

③工事および臨時用 (税抜)

1㎥につき	
	370円

料金等のお支払い

お支払いは便利な口座振替のほか、コンビニエンス
ストア、市内に支店のある金融機関窓口、水道事務所窓
口をご利用ください。



水道について困ったとき

問合せ 上下水道部 水道課・鉾田水道事務所 TEL.32-4333

受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※受付時間外は、開栓、閉栓などお受け
できません。事前の申請となります
のでご注意ください。

▶水が白っぽいとき

水道工事などで、水道管の中に入った空気が無数の
小さなアワになって水に混じっているためです。しば
らくすると消えてきれいになります。

▶水がにおうとき

水道の水は塩素で消毒していますので、カルキ臭いと
きがあります。これは、消毒の効果(残留塩素)が残っ
ていて、安全である証拠です。安心してお使いください。

▶水道の使用量が急に増えたとき(漏水の疑い)

地下や床下など、見えないところ
で水が漏れていることがあります。
次のようにしてお調べください。

①家にある蛇口をすべて閉める。

②メーターのパイロットマークを調
べる。

このときマークが少しでも回って
いたら、どこかで水が漏れていま
す。すぐに指定給水装置工事業者に修理を申し込
んでください。



▶応急処置として水を止めるには

メーターボックスの中にあるバルブを時計回りに閉
めると、水が止まります。

※古いバルブには閉まりにくいものがあります。その
ときは無理に閉めつけないでください。



緊急時の水道の故障や修理の際は、当番の指定給水
装置工事業者へご連絡をお願いします。一覧表は市公
式ホームページにて公開しています。

指定給水装置工事業者一覧



下水道

問合せ 下水道課 TEL.32-8381

生活排水対策

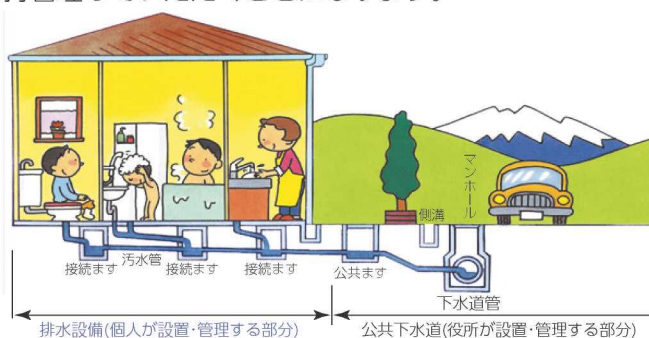
市で取り組んでいる生活排水対策は、公共下水道事業（以下下水道）・農業集落排水事業・（以下農集排）浄化槽整備事業（以下浄化槽）の3つに分類され、生活環境の改善および公共用水域の水質保全のため積極的に事業推進を図っています。

下水道・農集排施設の使用、休止等の届け出

- 1 下水道または農集排を新しく使用する場合や引っ越しなどで使用を中止するとき
- 2 使用者の名義や振替口座を変更するとき（使用料の人数算定の方で人数を変更するとき）
- 3 長期間使用しないとき

排水設備の設置

市が設置して管理する部分（下水道・農集排）と、個人が宅地内などに設置する部分（排水設備）からできています。この排水設備は建築物の一部であり、設置者が維持管理していただくことになります。



排水設備の工事

排水設備工事が不完全だと、下水管が詰まり悪臭が発生する原因となります。このため、市では工事が適正に行われるように条例で「鉾田市排水設備工事指定店」を指定し、下水道（農集排）への接続工事は指定工事店でなければなりません。

鉾田市排水設備工事指定店名簿

令和3年8月1日現在

指定工事店名	住所	電話番号
株式会社小堤工業	鹿嶋市角折1488番地1	0299-69-0116
有限会社ナカヤ設備工業	鹿嶋市武井904番地	0299-69-1118
大和田冷熱工業	鉾田市鉾田2169番地	0291-32-3258
有限会社ヤマデン	鉾田市新鉾田2丁目17番5	0291-33-6421
株式会社二川工務店	鉾田市畑田130番地1	0291-32-2383
江沼設備工業	鉾田市上畠693番地18	0291-34-3838
株式会社スガヤ	鉾田市汲上2603番地3	0291-39-3063
備水工業株式会社	鉾田市鳥栖2111番地23	0291-34-3553
第一熟学建設株式会社	水戸市千波町2499番地5	029-243-1151
大かじや金物店	鉾田市鉾田2123番地3	0291-32-2233
株式会社フジコー	水戸市浜田1丁目19番13号	029-221-8700
大洋設備工業株式会社	鉾田市梶山473番地2	0291-39-4973
有限会社生井澤設備工業	鹿嶋市角折235番地	0299-69-0308
株式会社岡建設	小美玉市川戸993番地	0299-58-3572
二重作工業	鉾田市借宿1411番地	0291-33-4063
有限会社栗田開発	鉾田市縦山576番地31	0291-37-1123
株式会社Onuma	鉾田市台濁沢308番地3	0291-39-3559
株式会社丸二工務店	鉾田市畑田2359番地1	0291-33-4581
株式会社佐々木建設	鉾田市鹿田1328番地2	0291-37-0255
株式会社高島設備	鉾田市上幡木1474番地4	0291-39-2449
株式会社藤和	那珂市菅谷3094番地	029-295-5674
株式会社オヌキ	東茨城郡茨城町城之内188番地	029-293-9248
有限会社菅谷工務店	鉾田市串挽107番地	0291-32-3712

水道・下水道

〈 広告 〉



鉾田市上下水道指定工事店
合併処理浄化槽設備
給排水衛生設備
貯水槽維持管理

大和田冷熱工業

〒311-1517 鉾田市鉾田2169

TEL 0291-32-3258

FAX 0291-32-2690

総合設備工事・土木工事



井戸・ポンプ工事・合併浄化槽・水道衛生設備工事
排水工事・リフォーム・土木工事

株式
会社 **スガヤ**

鉾田市汲上2603-3

TEL 0291-39-3063

FAX 0291-39-6530

指定工事店名	住所	電話番号
青山建設	銚田市舟木45番地2	0291-36-3010
内山設備工業株式会社	潮来市辻211番地	0299-63-0189
株式会社広伝	石岡市高浜792番地1	0299-26-3211
株式会社トムラ	鹿嶋市和2001番地3	0299-69-0265
菅谷住建	銚田市畑田2194番地2	0291-33-4560
株式会社マルシン	水戸市城南1丁目8番地10	029-350-7110
茨城日化サービス株式会社	水戸市吉沢町301-4	029-246-2451
有限会社小橋工務店	銚田市榎山463番地	0291-37-2230
有限会社藤枝金物店	東茨城郡茨城町小鶴1751番地2	029-292-0022
有限会社新和工業	かすみがうら市下稻吉3972番地	029-832-0560
株式会社協和技建	東茨城郡大洗町大貫町983番地3	029-266-0155
ホームクリエイト株式会社	水戸市東台1丁目4番地15	029-231-3325
三栄工業株式会社	石岡市鹿の子4丁目5番地1	0299-24-3720
双葉工業株式会社	ひたちなか市中根4957番地5	029-273-5803
荒原石油店	銚田市札941番地1	0291-39-3516
株式会社アイダ設計	牛久市中央3丁目22番地1	050-3173-2447
株式会社菊池工業	行方市芹沢920番地78	0299-55-1295
セキ工業株式会社	水戸市金谷町292番地1	029-253-3469
株式会社サンキョウ	銚田市串挽1138番地2	0291-33-5420
有限会社クリエイト	銚田市汲上1663番地	0291-39-2238
宮本石油店	銚田市札140番地3	0291-39-3302
飯田設備	銚田市上富田1869番地3	0291-36-5004
関口水道工事店	行方市玉造甲4518番地	0299-55-0241
株式会社和幸工業	東茨城郡茨城町奥谷1976番地	029-292-7229
有限会社アサヒ設備工業	銚田市鹿田898番地66	0291-37-4328
株式会社アダチ	水戸市吉沼町961番地3	029-239-5732
有限会社ユート・アメニティ	銚田市二重作1645番地	0291-34-5122
株式会社那波屋工業	ひたちなか市湊本町28番地17	029-262-2839
株式会社イノバ工業	行方市羽生717番地	0299-57-0747
有限会社大規製材所	銚田市当間204番地	0291-32-3780
株式会社カワイ	笠間市矢野下399番地	0296-77-4555
株式会社高橋電気商会	銚田市造谷1082番地2	0291-37-0221
有限会社大内設備工業所	那珂市菅谷3191番地	029-298-1774
砂押工業株式会社	ひたちなか市高野338番地4	029-285-3626
株式会社ミドリヤ	銚田市大蔵233番地5	0291-39-6088
菊地設備工業株式会社	水戸市石川4丁目4030番地11	029-251-4356
株式会社旭スチール建設工業	銚田市造谷1668番地	0291-37-2714
千代田電機株式会社	銚田市造谷1335番地1	0291-37-1121
西武工業株式会社	水戸市河和田町4452番地2	029-254-6644
有限会社エビス工業	ひたちなか市枝川326番地18	029-303-2330
有限会社石崎設備	行方市行戸840番地の1	0291-35-3334
古渡電器	小美玉市上吉影669番地	0299-53-0911
株式会社巴水道工業	水戸市見川町2563番地185	029-241-1427
株式会社大成設備工業	ひたちなか市後台454番地5	029-273-2930
有限会社鈴木工務店	銚田市借宿419番地	0291-33-4325
有限会社伸和工業	ひたちなか市柳が丘15番16	029-263-7374
有限会社ザ・ヘルパー	銚田市大竹1904番地	0291-32-6801
有限会社磯設備工業	石岡市並木6番3号	0299-23-3250
株式会社大塚工業	水戸市大塚町560番地	029-255-0609
有限会社八郷衛生	石岡市下林2079番地の4	0299-44-0151

指定工事店名	住所	電話番号
有限会社三上電気店	銚田市滝浜477番地3	0291-37-3333
有限会社三豊	神栖市鰐川125番地345	0299-92-6607
株式会社トーマス	銚田市新銚田2丁目16番地1	0291-32-2356
株式会社パイプマン	水戸市東野町264番地1	029-350-8072
株式会社ハース	水戸市元吉田町1250番地15	029-247-8000
有限会社オオトシ	水戸市飯島町475番地	029-255-0955
カシマ工業	銚田市勝下1573番地33	0291-37-3047
富士桜設備工業	稲敷郡美浦村布佐1876番地42	0120-39-3241
藤設工業株式会社	ひたちなか市小砂町1丁目2番地1	029-275-0193
株式会社那城工業	東茨城郡城里町上入野3929番地1	029-239-3508
小林住宅設備	東茨城郡茨城町小幡1474番地	029-292-0265
Aim工業	銚田市大竹1710番地9	0291-32-5500
イサカ工業株式会社	那珂市後台2346番地1	029-353-0016
有限会社ハタ設備工業	水戸市平須町1878番地5	029-241-3960
株式会社モロエ設備	筑西市飯島273番地1	0296-28-8785
株式会社コウリョウ	東茨城郡茨城町前田1065番地1	029-292-2367
株式会社ノーブルテック	水戸市元石川町260番地27	029-304-5070
有限会社アクト設備	常陸大宮市小倉1830番地	0295-53-0858
高柳設備エンジニアリング	銚田市安房223番地1	0291-33-4538
株式会社井上設備工業	東茨城郡大洗町磯浜町375番地	029-267-5284
内野設備工業	笠間市市野谷1356番地41	0299-45-5517
AQUA	銚田市箕輪1696番地4	0291-37-2264

公共下水道事業

平成25年4月に供用開始し、現在も下水道整備区域を広げています。汚水は銚田水処理センターに集められ、きれいな水に処理してから北浦に放流されています。

▶ 1 受益者負担金

下水道が整備されると、衛生的で快適な生活が実現されますが、これによって、利益を受ける方に下水道をつくる費用の一部を負担していただくのが「受益者負担金」です。

▶ 2 受益者負担金の額

公共ます1基あたり310,000円です。

▶ 3 受益者負担金の納付方法

納付の方法は一括納付のほか、5年に分割し、更に各年度を4回に分けて20回の分割で納めていただきます。

年度	負担金	第1期 7月 (15~31日)	第2期 9月 (15~30日)	第3期 11月 (15~30日)	第4期 1月 (15~31日)
1年目	62,000円	15,500円	15,500円	15,500円	15,500円
2年目	62,000円	15,500円	15,500円	15,500円	15,500円
3年目	62,000円	15,500円	15,500円	15,500円	15,500円
4年目	62,000円	15,500円	15,500円	15,500円	15,500円
5年目	62,000円	15,500円	15,500円	15,500円	15,500円



▶ 4 下水道使用料金

使用料金は原則、上水道（井戸水）の使用水量に応じ
て算定します。

【汚水量の算定方法】

使用形態	汚水量の算定方法
上水道のみを使用	(1) 上水道の使用水量
井戸のみを使用	(1) 使用水量が確認できない場合は認定水量※1 (2) 井戸メーターを設置した場合はその使用水量
上水道と井戸を併用	(1) 上水道使用水量と認定水量を比較して多い方 (2) 井戸と井戸メーターを設置した場合は、その使用量と上水道使用水量を合算

内訳	使用水量 (m³)	単価 (税込)
基本料金	10m³まで	2,420円
超過料金 (1m³につき)	10m³を超え50m³まで	132円
	50m³を超え	143円

※1 認定水量

井戸メーターを設置できないときは、下表により算定します。

世帯人員 (人)	1	2	3	4	5	6	7	8
認定水量 (m³)	7	14	21	28	35	42	49	56
使用料金 (円)	2,420	2,948	3,872	4,796	5,720	6,644	7,568	8,558

(税込)

▶ 3 受益者負担金の納付方法

納付の方法は一括納付のほか、5年に分割し、更に各年度を4回に分けて20回の分割で納めていただきます。

年度	負担金	第1期 7月 (15～31日)	第2期 9月 (15～30日)	第3期 11月 (15～30日)	第4期 1月 (15～31日)
1年目	62,000円 (64,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)
2年目	62,000円 (64,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)
3年目	62,000円 (64,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)
4年目	62,000円 (64,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)
5年目	62,000円 (64,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)	15,500円 (16,000円)

※62,000円は舟木地区、(64,000円)は、青山美原地区・上島西部地区の額になります。

▶ 4 農集排使用料金

一般世帯の場合は、そこに居住している人員で算定します。業務用は、換算処理人員に換算した人員で算定します。

区分	使用料(月額・税込)		適用範囲
	基本料金	人数割料金	
一般用	1世帯につき 2,090円	世帯員1人につき 627円	一般世帯
一般営業用	1世帯につき 3,135円	世帯員数に営業に係る換算処理人員を加えた人員 1人につき 522.5円	一般用と業務用とに区別しにくい世帯
業務用	1事業所につき 3,135円	換算処理人員 1人につき 522.5円	事業所、事務所、集会施設等
公共用	1施設につき 2,090円	換算処理人員 1人につき 209円	幼稚園、学校、公民館等

※使用料金に小数点以下が発生した場合、小数点以下は切り捨てして算定します。

農業集落排水事業

農業振興地域内の集落を整備対象として行う下水道で、農用地保全や農村集落の生活環境整備を目的としているものです。市では、平成14年4月から青山美原地区、平成24年4月から上島西部地区、平成25年4月から舟木地区の地域で供用開始しています。

▶ 1 加入者分担金(負担金)

下水道と同様農集排区域についても、利益を受ける方に農集排施設をつくる費用の一部を負担していただくのが「加入者分担金(負担金)」です。

▶ 2 加入者分担の額

農業集落排水処理施設	分担金の額
青山美原地区	320,000円
上島西部地区	320,000円
舟木地区	310,000円

一括納付報奨金制度(下水道・農集排)

受益者負担金・加入者分担金を1期の納期内に1～4期(次年度以降分を含む)までを一度に納付したとき、2～4期(次年度以降分は1～4期)の負担金に対して報奨金が交付されます。

【一括納付報奨金交付率】

区分／年	1年分	2年分	3年分	4年分	5年分
納付前に納付した納期数	3期	7期	11期	15期	19期
報奨金交付率	2%	4%	6%	8%	10%

合併処理浄化槽の補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、一般住宅等に右記の合併処理浄化槽を設置、または単独処理浄化槽を転換する方で一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金は、流域(霞ヶ浦・潟沼・その他)、人槽区分、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換、単独浄化槽の処分等により異なります。

対象地域

市全域(ただし、公共下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域は除く)

※地域については、下水道課へお問い合わせください。

補助要件

- 地域にあった性能基準を満たした合併処理浄化槽であること。
- 建築用途や使用状況にあった合併処理浄化槽の人槽であること。

※専用住宅の場合は、住宅の延べ床面積で人槽が決まります。

5人槽	延べ床面積140㎡以下のとき
7人槽	延べ床面積140㎡を超えるととき
10人槽	2世帯住宅で台所および風呂が2カ所以上あるとき

補助事業の対象となる浄化槽

区分	地域(流域)	補助対象となる浄化槽
浄化槽設置	生活排水が北浦に流入する地域(霞ヶ浦流域)	窒素およびリンを除去する能力を有するもの
	生活排水が潟沼に流入する地域(潟沼流域)	窒素を除去する能力を有するもの
	生活排水が北浦・潟沼以外に流入する地域(その他)	通常のもの
転換	上記全域(単独浄化槽から転換する場合に対象)	単独処理浄化槽の撤去



手続きの流れ

申し込み(年度の当初)

↓ ※申し込みが予定基数を超えた場合には抽選

補助金交付申請

↓ (審査)

補助金交付決定(市より通知を発送)

↓

工事着工

↓

補助金実績報告(工事完成後市へ提出)

↓

完了検査(市の職員が確認)

↓

補助金確定通知(市より通知を発送)

↓

請求書提出

↓

支払い(指定の口座へ振り込みます)

※その他、詳しい内容については、窓口または、お電話にてご確認ください。

浄化槽の維持管理と法定検査

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。そのため微生物が活発に活動できるような環境を保つことが大切です。浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃と法定検査に分かれますが、浄化槽法により定期的にそれぞれの資格者を有する専門業者および指定検査機関によって実施することが義務付けられています。

▶ 1 保守点検

浄化槽内の機器点検、調整、補修や消毒剤の補給等を行います。設置した浄化槽の規模および性能により回数は変わりますが、10人槽以下の浄化槽点検回数は年3～4回行う必要があります。

県に登録している保守点検業者に委託してください。

▶ 2 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。年1回以上行う必要があります。

市の許可を受けた清掃業者に委託してください。

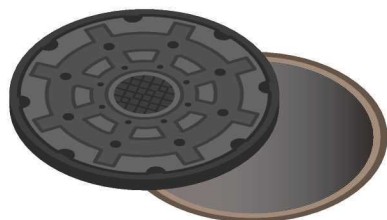
▶ 3 法定検査

法定検査は、保守点検、清掃が正しく行われ、きれいな水が放流されているか検査します。

設置後、浄化槽が所期の機能が発揮されているか確認(法7条検査)と、毎年1回、浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか確認(法11条検査)があります。

検査は県知事が指定した公益社団法人茨城県水質保全協会(TEL. 029-291-4004)が行います。

〈 広告 〉



浄化槽保守管理及び修理

給排水衛生工事

自然と水とエコロジー

有限会社
びーぱー

浄化槽のことでお困りの
際にはお電話ください

〒311-1513 鉾田市大竹1904
☎0291-32-6801 FAX 0291-32-6802

厚生労働省認定第342号・浄化槽管理技術士

し尿・浄化槽汚泥
浄化槽清掃・一般汲取

星野環境衛生社

0120-793100
鉾田市上富田1695
☎(0291)36-2092・2347
行方市浜2138
☎(0299)55-1210・55-2901



福祉・介護

医療福祉費支給制度(マル福)

問合せ 保険年金課 TEL.36-7646

妊娠婦、小児(0歳から18歳未満の方)、ひとり親家庭の親と子、および障がい者の方が、病院などの医療機関にかかったときに、その医療費(保険適用分)の一部または全部を助成する制度です。

▶ 新規申請

対象者 下記の要件に該当する方

区分	要件	期間※1
妊娠婦	●妊娠して母子手帳の交付を受けた方	出産日の翌月末日まで
小児	●0歳から18歳未満の方	※2
ひとり親家庭	●配偶者のいない次の項目に該当する児童を監護している者 および児童 (ア)18歳未満の児童 (イ)20歳未満の障害児 (ウ)20歳未満の高校在学者 ●父母のいない児童	(ア)、(イ)の年齢に達する日以降最初の3月31日まで (ウ)の年齢に達するまで
重度心身障害者	●身体障害者手帳1級、2級および内部障害3級の所持者 ●療育手帳AまたはマルAの判定を受けている方 ●身体障害者手帳3級を所持し、療育手帳Bの判定を受けている方 ●特別児童扶養手当1級の支給対象児童 ●障害年金1級の受給者 ●精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	※3

申請方法 対象となることが確認できるもの(母子手帳・身体障害者手帳等)と該当する方の健康保険証、振込先の通帳等、印鑑、マイナンバーカードを持参してください。

※所得制限があります。

※1 手続きが遅れた場合、受給有効期間の開始が表と異なりますのでご注意ください。

※2 年齢要件の終期は、「その年齢に達する日以後の最初の3月31日まで」となります。

※3 65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度へ加入手続きが必要です。

▶ 受給資格等変更申請

対象者 住所、氏名、加入する健康保険証など届出内容に変更がある方

申請方法 変更内容が確認できるもの(新しい保険証等)、受給者証、印鑑を持参してください。

▶ 交付状況証明書交付申請

対象者 県内に転出される方

申請方法 受給者証、印鑑を持参してください。

▶ 医療福祉費支給申請(償還払い)

対象者 県外の医療機関等で受診し医療費を支払った方

申請方法 受給者証、受診した医療機関等の領収書と診療報酬明細書等、振込先の通帳、印鑑を持参してください。

〈 広告 〉



住宅型有料老人ホーム
ケアセンターほこた青空館
 通所介護 訪問介護事業所
ケアセンターほこた青空館
ケアセンターほこた
 居宅介護支援事業所
ケアプランセンターほこた
 銚田市徳富 3073-5
 TEL 0291-40-0002 FAX 0291-34-3890
 株式会社 銚田総合福祉サービス



私たち春の場所スタッフ一同は
 「笑顔が生まれるケア」を目標に掲げ、
 エルダーさんの生活の幅や気持ちの
 前向きに「展開」していくことを
 支援いたします。

入所 デイケア リハビリ 居宅事業所

お気軽にご相談ください。

**介護老人保健施設
 フロンティア銚田 春の場所**

TEL 0291-32-5408 FAX 0291-32-5517
 〒311-1511 銚田市柏熊985-1
<https://www.toukokai.com/frontier-hokota>



社会福祉法人 東湖園
特別養護老人ホーム東湖園
通所介護センター東湖園
居宅介護支援事業所東湖園
在宅介護支援センター東湖園
高齢者グループホーム百歳万歳
あかつき保育園

〒311-1504 銚田市安房1670-12
 TEL (代) 0291-33-6700
<https://www.toukoben.com>



▶ 自己負担金

◎妊産婦・小児・ひとり親家庭

外来:医療機関ごと1日600円(月2回まで)です。同月内に同じ医療機関を受診する場合、3回目から無料となります。

入院:医療機関ごと1日300円(月3,000円限度)です。入院時の食事代や差額ベッド代等は対象外になります。

◎障がい者

外来、入院とも、自己負担はありません。

※助成を受けるためには

医療機関等を受診する際、受給者証と健康保険証を必ず受付窓口に提示してください。

社会福祉

民生委員・児童委員

問合せ 社会福祉課 社会福祉係 TEL.36-7920

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために昭和23年に制定された民生委員法に基づいて、厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねています。

その職務は、住民の生活状態の適切な把握、要援助者への相談・援助・福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者等との連携・支援、関係行政機関の業務協力などで、社会奉仕の精神に基づく活動を行います。

※地区担当の民生委員については、社会福祉係へお問い合わせください。

※鉾田市の民生委員・児童委員は111人です。

日本赤十字社に関すること

問合せ 社会福祉課 社会福祉係 TEL.36-7920

日本赤十字社の事業は、人道、博愛の精神のもとに国内・国外にわたり、人々の平和と幸せを願ってさまざまな活動を展開しています。

- 社資・義援金の募集
- 災害罹災者の援護(見舞金・援助物資等)

生活困窮者自立支援に関すること

問合せ 社会福祉課 保護グループ TEL.36-7929

多様で複雑な課題を抱えている生活困窮者へ、生活困窮者自立支援制度により包括的かつ継続的な支援を行い、自立の促進を図ります。

▶ 自立相談支援事業について

生活に困窮しているかたからの相談を受け、抱えている困窮の課題を一緒に考え、自立するための支援計画を策定し、関係機関との連絡調整により自立できるよう支援します。

対象者 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがあるかた

申込方法 本人の同意と、利用申込が必要です。

▶ 住居確保給付金について

離職により住宅を失ったまたはそのおそれの高い生活困窮者であって、就労能力と就労意欲があるかたを対象として住居確保給付金を支給するとともに、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給対象者 次の1～8のいずれにも該当するかた

1. 離職等により住宅を喪失していることまたは喪失のおそれがあるかた
2. 申請日において、離職等の日から2年以内であるかた
3. 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたかた
4. 公共職業安定所への求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
5. 申請日の属する月における申請者および申請者との同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次に定める基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること(基準額=市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)
6. 申請日における、申請者および申請者との同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする)以下であること
7. 国の雇用施策による給付または地方自治団体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付を申請者および申請者と生計を一にする同居の親族が受けてないこと
8. 申請者および申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

支給額 対象者に給付する住宅の月額賃料相当額(単身世帯:34,000円、複数世帯:53,000円を上限)を市から住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

申請方法 自立相談支援事業においてアセスメント、支援プラン作成をおこなったうえで、上記の支給対象者に該当しているかたが申請します。

生活保護に関すること

問合せ 社会福祉課 保護グループ TEL.36-7929

生活に困っているときは、生活保護制度により、その困窮の程度に応じて最低限度の生活が保障されます。

対象者 生活保護法に定める要件を満たすかた

申請方法 本人、その扶養義務者または他の同居の親族が申請します。

▶ 銚田市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができる「人にやさしい福祉のまちづくり」を目指す社会福祉団体です。

地域における支え合い、助け合う力を高めていくために、地域に根差した福祉活動を推進していきます。

(主な事業)

◎ボランティアの育成

ボランティア活動センターの運営、ボランティアスキルアップ講座等
災害ボランティアの派遣

◎生活に関する支援

生活福祉資金貸付、歳末見舞金の支給、ひとり親家庭への支援等
きずなBOX(食材支給)

◎相談支援

心配ごと相談(弁護士相談)の実施(※要予約、秘密厳守)
在宅介護支援センターの運営

◎福祉施設・事業所の運営

居宅介護事業所(介護、障がい)、障がい者通所施設、老人福祉センター

事務所	所在地・電話番号・FAX
本所	当間228(老人福祉センター内) TEL. 32-5831 FAX. 32-5832
旭支所	造谷605-3(旭総合支所内) TEL. 37-3571 FAX. 34-4211
大洋支所	汲上2603-3(いきいきプラザ遊館内) TEL. 34-5200 FAX. 34-5201

〈広告〉

社会福祉法人 うえるさんて



【S.S.にきてからずっと元気のまま】
もう言っていただけよう、
歩く、食べる、話す、笑顔をサポートします。

うえるさんて大洋「4つのサービス」

- ご家庭での介護が困難な方に
特別養護老人ホーム
- 日中の施設・サービスをご利用いただけます
デイサービスセンター
- サービスの相談・支援の窓口
銚田市在宅介護支援センター
- ご自宅での生活支援をプランニング
居宅介護支援事業所

社会福祉法人 うえるさんて
〒311-2113 銚田市上堀木1512-4
☎0291-39-7701 FAX 0291-39-7702

地域包括支援センター

問合せ 地域包括支援センター(または在宅介護支援センター)

センター名	担当地区	電話番号
銚田市地域包括支援センター	銚田市全域	34-0011
在宅介護支援センター(縦の木荘)	旭東小・旭西小・旭南小・旭北小学区	37-2155
在宅介護支援センター(東湖園)	旧銚田小・旧諏訪小・旧新宮小・旧大竹小学区	32-6608
在宅介護支援センター(銚田サンハウス)	旧大和田小・旧舟木小・旧巴第一小・旧徳宿小学区	34-3050
在宅介護支援センター(銚田市社会福祉協議会)	旧青柳小・旧当間小・旧野友小・旧串挽小学区	32-2827
在宅介護支援センター(うえるさんて大洋)	白鳥東小・白鳥西小学区	34-5600
在宅介護支援センター(たきもとクリニック)	上島東小・上島西小学区	39-0508

地域包括支援センターは、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で生活していけるよう、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の専門職を配置し、高齢者やご家族の皆様をさまざまな面から総合的に支援する機関です。

市では、地域包括支援センターのほか、高齢者やその家族からの相談を受け、地域包括支援センターや介護サービス提供機関等と連絡調整を取り、必要な介護・福祉サービス等が受けられるよう支援する在宅介護支援センターを6箇所設置しています。

地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターでは以下の支援を行ないます。

▶ 総合相談事業

問合せ 地域包括支援センター、在宅介護支援センター

高齢者やその家族の介護に関する悩みや問題などに対する相談を受け、介護保険に関する情報の提供をはじめ適切なサービス利用や関係機関と連携しながら支援します。

対象者 高齢者、高齢者の家族

社会福祉協議会は皆様に支えられ、銚田市の福祉を推進している団体です

会員募集

赤い羽根共同募金事業
・あつまれ!みんなの食卓応援事業
・ほこたサンタがやってくる
・歳末たすけあい見舞金事業 など

ボランティアセンター事業
・ボランティア講習会
・ボランティア活動助成事業
・福祉体験事業 など

障がい者福祉事業
・スマイルフェスティバルin銚田
・就労継続支援施設のぞみ
・地域活動支援センタースマイルハウス など

私たちは人にやさしい福祉のまちづくりをすすめるために、地域の皆さんをはじめ、ボランティア、行政機関と協働しながら、ともに福祉事業を推進していく民間の団体です。

児童福祉事業

- ・ひとり親世帯支援事業
- ・新入学児童祝品事業
- ・子ども食堂の支援 など

高齢者福祉事業

- ・ひとり暮らし高齢者サロン
- ・介護用品支給事業
- ・福祉車両貸出事業など

居宅介護事業

- ・居宅介護支援事業(ケアプラン作成)
- ・訪問介護事業(ヘルパー派遣)
- ・特定相談支援事業など

銚田市社会福祉協議会

銚田本所 当間228 TEL.0291-32-5831
旭支所 造谷605-3 TEL.0291-37-3571
大洋支所 汲上2602-3 TEL.0291-34-5200



▶ 権利擁護事業

問合せ 地域包括支援センター、在宅介護支援センター

認知症等の高齢者で適切な判断ができない場合は、日常生活上の金銭管理のための制度や財産管理（日常生活自立支援事業、成年後見制度）の相談を受け、支援します。

対象者 高齢者、高齢者の家族

▶ 介護予防ケアマネジメント

問合せ 地域包括支援センター

要支援・要介護認定で要支援1・2と認定された方は、介護が必要にならないように、介護予防サービスや地域のサービスなども組み合わせて、介護予防ケアプランを作成し、心身の状態の維持・改善を支援します。

対象者 要支援・要介護認定で要支援1・2の方、「基本チェックリスト」該当者

▶ オレンジカフェ

問合せ 地域包括支援センター

認知症の方やその家族、地域住民の方が気軽に相談したり、認知症について知る・学ぶ・考えることができるカフェを開催しています。

対象者 地域住民

▶ 介護予防・生活支援サービス事業

問合せ 地域包括支援センター

要支援者、基本チェックリストで運動機能・栄養状態・認知機能の低下などのおそれがあると判断された高齢者を対象に、運動、口腔機能のチェック、栄養指導を行いながら、要介護状態となることへの予防、要介護状態の軽減と悪化防止、地域で自立した日常生活が送れるよう支援します。

市では「起き楽広場」として市内3箇所にて教室を開催しています。

対象者 要支援1・2の方、「基本チェックリスト」該当者

高齢者福祉

問合せ 介護保険課 高齢福祉係 TEL.36-7770
地域包括支援センター TEL.34-0011

▶ 緊急通報システム事業

問合せ 介護保険課高齢福祉係

身体に障害があるなどのひとり暮らしの高齢者の緊急時に対応するため、希望者が必要と認めた方に対して緊急通報システムを貸与します。緊急時にボタンを押すことで消防署に連絡されます。

対象者 ひとり暮らしの70歳以上の高齢者やひとり暮らしの重度身体障がい者

利用料金 装置の設置5,000円、装置の保守点検2,000円

▶ 火災報知器給付事業

問合せ 介護保険課高齢福祉係

高齢者のひとり暮らし世帯等に電池式の火災報知器を給付設置し、速やかに安全確保を行います。

対象者 以下の要件にすべて該当する世帯

- ①65歳以上の者のみで構成し、かつ、下肢、視力等が著しく衰えた者を含む世帯または70歳以上のひとり暮らしの世帯
- ②世帯に属する者のうち、少なくとも1人が、鉾田市の住民登録をしており、登録の日から1年以上を経過し、かつ、現に鉾田市に居住していること

負担金 1,000円

〈 広告 〉

地域のみなさまと共に・・・

介護のことなら「もみやま」

(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム 樫の木荘
(デイサービス) 樫山デイサービスセンター
(ケアプラン) 樫山会 居宅介護支援事業
(福祉輸送サービス) ハーモニー

☎ 37-2155



(老健施設) 介護老人保健施設
(通所リハビリ) コミュニティケアセンター樫山
(訪問リハビリ) もみやまリハビリテーションセンター
(多機能型事業所) もみやまリハビリテーションセンター

☎ 37-3850



(グループホーム) 和みの家

☎ 37-3338



理事長 坪 正紀 鉾田市樫山500-1



樫山診療所

☎ 37-0045

訪問看護ステーション樫山

☎ 34-4155

▶ 愛の定期便事業

問合せ 介護保険課高齢福祉係

ひとり暮らしの高齢者の自宅を訪問し、乳酸菌飲料等を届けるとともに安否の確認をします。

対象者 日常生活において孤立した状況にある方、または、同居の家族がいても家で孤立状態の方で、次のいずれかに該当する方

- ①慢性疾患等により病弱な70歳以上の高齢者
- ②要介護1以上に相当する60歳以上70歳未満の者

▶ 生活管理指導短期宿泊事業

問合せ 介護保険課高齢福祉係

基本的な生活習慣が欠如しているひとり暮らしの高齢者を一時的に養護する必要がある場合、生活習慣の改善や体調調整のために短期間養護老人ホームなどで生活していただき、高齢者の福祉の向上を図り、要介護状態への進行を予防します。

対象者 介護保険法の給付対象とならない65歳以上の高齢者

入所期間 原則として7日以内

費用 事業に要する経費の100分の10に相当する額

▶ 生活管理指導員派遣事業

問合せ 地域包括支援センター

身体などの事情により、日常生活に支障をきたしている方に生活管理指導員を派遣し、日常生活に関する指導および支援を行い、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態になることを予防します。

対象者 虚弱等の理由により自立した生活が困難で他の制度を受けることができない65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯

内容 買い物・洗濯・清掃・外出時の付添い等

利用負担額 住民税非課税世帯
300円～500円(30分あたり)
その他の世帯
400円～800円(30分あたり)

▶ 在宅介護慰労金支給事業

問合せ 地域包括支援センター、旭市民センター、大洋市民センター

在宅の高齢者を介護する者に、在宅介護慰労金を支給し、介護者の労苦に報いるとともに高齢者福祉の増進を図ります。

対象者

支給年度の9月30日を基準として、過去1年間(以下、基準期間と言います)介護者および被介護者が以下の要件にすべて該当する場合

【介護者および被介護者】

- ☐継続して住民登録があること
- ☐市民税が非課税であること
- ☐前年度および前々年度の介護保険料を完納していること

【介護者】

- ☐継続して同一の被介護者を介護していること
- ☐仕事(給与の発生するもの)として被介護者を介護した期間がないこと
- ☐要介護認定を受けていないこと

【被介護者】

- ☐65歳以上であり、要介護度が3以上か、それに相当すると判定された者
- ☐常に要介護度3以上かそれに相当する状態であること
- ☐介護者の配偶者または三親等内の血族もしくは姻族であること
- ☐入院した場合は、当該合計日数が30日未満であること
- ☐介護保険のサービスを利用していないこと(7日以内のショートステイを除く)

支給額

要介護4～5(相当するものを含む)の方を介護している方
10万円

要介護3(相当するものを含む)の方を介護している方
2万円

申請期間 毎年10月1日～10月31日まで



▶ 介護用品支給事業

問合せ 地域包括支援センター、旭市民センター、大洋市民センター

在宅のねたきり高齢者(要介護4以上)を介護している家族に対して介護用品(おむつ等)を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

対象者 被介護者が在宅で、常時失禁状態であり、住民税が非課税の方で介護者の世帯の住民税が5万円以下であること
生活保護を受けていないこと

支給額 住民税が非課税の方 月額6,000円
住民税が5万円以下の方 月額3,000円

▶ 家族介護教室事業

問合せ 地域包括支援センター

介護が必要な高齢者の家族および近隣の援助者等が、介護方法や介護予防に関する知識並びに介護の技術を習得するための講座を市内4箇所にて教室を開催しています。

対象者 介護が必要な高齢者の家族および近隣の援助者

▶ 徘徊高齢者家族支援事業

問合せ 地域包括支援センター

在宅の徘徊高齢者を常時介護する方が、徘徊高齢者を早期に発見し、その安全を確保するとともに、介護者が安心して介護することができる環境の整備を図ります。

対象者 介護者および被介護者が市内に住所を有し、位置検索システムによる情報提供を行う事業者とシステムの利用契約を締結した者

給付額 限度額15,000円システム加入料、充電器代、充電用電池代

▶ 成年後見制度利用支援事業

問合せ 地域包括支援センター

認知症の方などを保護するため、代理権・同意権・取消権を付与された成年後見人等が、財産管理、介護契約などを行います。

成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な方に対し、その費用を助成し利用を支援します。

対象者 生活保護法による被保護者、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方

利用方法 家庭裁判所に申立てをして、その審判を受けることが必要です。

▶ シルバー人材センター

問合せ 銚田市シルバー人材センター TEL.32-4448

所 在 銚田市当間1989(ワークプラザ銚田内)

「自主・自立、共働・共助」の理念のもとに、地域の健康で働く意欲のある高齢者が会員として登録し、地域に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な仕事を家庭、企業、公共団体等から引受けこれを会員に提供することにより、高齢者が働くことを通して健康的に生きがいを持って地域社会に貢献することを目的としています。会員の希望と能力に応じた働き方ができ、仕事の内容に応じて「配分金」の支払があります。

入会資格

- 銚田市に居住し、健康で働く意欲のある60歳以上の方
- シルバー人材センターの趣旨に賛同した方
- 入会説明会を受け、入会申込書を提出した方
- 定められた会費を納入していただける方

〈 広告 〉



GO!60!
「ゴー!」「ロクジュウ!」
チャレンジするってまだまだ、たのしい!
会員登録中

公益社団法人
銚田市シルバー人材センター
お申込みは
こちらから 0291-32-4448



公益社団法人
銚田市シルバー人材センター

お困りごと、
おまかせください!

仕事募集 お気軽にご依頼ください
収益を目的にしていません。
安心して仕事をお任せください。

●ご依頼例●
・草刈・草取・農作業
・剪定・伐採
・大工・塗装・左官
・障子、網戸の張り替え
・清掃・管理業務etc..

お申込みは
こちらから **0291-32-4448**

障害福祉

身体障害者手帳	身体に障がいがある方に交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。 ※障がいの程度により等級が1～6級まであります。
療育手帳	知的に障がいがある方に交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。 ※障がいの程度により、㊦からCまであります。
精神障害者 保健福祉手帳	精神に障がいがある方に交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。 ※障がいの程度により、等級が1～3級まであります。
自立支援医療	身体の障がいの除去や軽減のための手術や、精神疾患のために継続的に通院を必要とする場合に、その医療費の負担を軽減する制度です。
特別障害者手当	重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方（施設入所、長期入院等を除く）に支給します。 ＜支給額＞月額 27,350円（令和3年度） ※所得制限などの支給基準があります。
障害児福祉手当	重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方（施設入所などを除く）に支給します。 ＜支給額＞月額 14,880円（令和3年度） ※所得制限などの支給基準があります。
特別児童扶養手当	在宅で20歳未満の重度の心身障がい児を監護している保護者に支給します。 ＜支給額＞月額 1級 52,500円 2級 34,970円（令和3年度） ※所得制限などの支給基準があります。
在宅障害児福祉手当	在宅で20歳未満の介護を必要とする心身障がい児を監護している保護者に支給します。 ＜支給額＞月額 3,000円 ※所得制限などの支給基準があります。
身体障害者（児） 補装具費の支給	身体障害者手帳をお持ちの方へ、日常生活の効率向上を図るための車いすや補聴器などの補装具の購入や修理に係る費用を支給します。
軽度・中等度難聴児 補聴器購入費の助成	軽度・中等度難聴児の保護者に、補聴器購入に要する費用の一部の助成を行います。
障害福祉サービス	障がいのある方が心身の状況に応じて必要な福祉サービスを利用できる制度です。事前に利用者の生活状況などを把握し、サービスの種類によっては障害支援区分の認定が必要です。 ＜サービスの種類＞ ●介護給付➡ホームヘルプ・ショートステイ・施設での日常生活の介護や療養に関する支援 ●訓練等給付➡施設での生活訓練や機能訓練・就労に関する支援・グループホームの利用支援 ●障害児通所支援➡児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
地域生活支援 サービス	障がい者（児）や難病患者等へ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう各種サービスを提供しています。 ＜サービスの種類＞ ●意思疎通支援事業 ●地域活動支援センター ●移動支援事業 ●日中一時支援事業 ●訪問入浴サービス事業 ●相談支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●日常生活用具給付等事業 ●手話奉仕員養成研修事業 ●重度心身障害者（児）福祉タクシー利用料金助成事業 ●自動車改造費用助成事業 ●身体障害者自動車運転免許取得費補助事業 ●重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業
難病患者福祉手当	茨城県から交付されている「指定難病医療費受給者証」等をお持ちの方に、見舞金を支給します。 ＜支給額＞年額 20,000円
その他の関連諸制度	●NET119緊急通報システム ●NHK放送受信料の減免 ●有料道路通行料金の割引 ●鉄道、バス、航空旅客運賃割引 ●いばらき身障者等用駐車場利用証制度

※詳細は社会福祉課までお問い合わせください。



介護保険とは

介護保険制度は、平成12年4月に始まりました。本格的な高齢社会を迎え、今や介護は誰もが直面する問題になっています。介護保険は、『家族』だけで『介護』を支えるのではなく、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう『社会』全体で介護を支える制度です。

介護保険は、40歳以上の方（被保険者）が納める保険料と国、県、市からの公費（税金）で運営されています。介護や支援が必要になった被保険者は、要介護認定を受けることで、サービス事業者が提供する介護サービスを利用することができます。

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険に加入する方
サービスを利用できる方	要介護状態や要支援状態となった方	初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気（特定疾病※）により要介護状態や要支援状態となった方
保険料	前年の所得および世帯の住民税課税状況に基づき決定します。保険料の納め方は、65歳到達時は納付書ですが、原則として半年～1年で年金天引きに切り替わります。	加入している医療保険の保険料に含めて納めます。
運営主体	銚田市	
利用料の負担	介護保険のサービスを利用したときは、原則としてかかった費用の1割～3割が自己負担となります。	

※特定疾病

- 初老期における認知症 ● 脳血管疾患 ● 筋萎縮性側索硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ● 脊髄小脳変性症 ● 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ● 関節リウマチ ● 後縦靱帯骨化症 ● 脊柱管狭窄症
- 骨折を伴う骨粗しょう症 ● 早老症 ● 末期がん

〈 広告 〉

特別養護老人ホーム 居宅介護支援事業
短期入所生活介護 在宅介護支援センター
通所介護事業



社会福祉法人 武仁会
特別養護老人ホーム
HOKOTA SUN-HOUSE
銚田サンハウス
〒311-1534 銚田市鳥栖 2100-9
TEL.0291-34-3050
FAX.0291-36-3051

銚田サンハウス 検索




サービス付き高齢者向住宅
通所・訪問介護事業所
☎ 0291-37-0336

居宅介護支援事業所
（ケアプラン作成）
☎ 0291-37-5282

銚田市玉田1046-11 E-mail:mahoroba_hokota@yahoo.co.jp

介護サービスを利用するには、要介護認定の申請が必要です

認定を受けるためには申請が必要です。申請は市役所(支所を含む)の窓口で受け付けています(申請書は窓口にて用意してあります。)

必要なもの

- 第1号被保険者 ☒ 介護保険被保険者証
- 第2号被保険者 ☒ 加入する健康保険の被保険者証

申請後、市から主治医へ依頼する『主治医の意見書』と調査員による被保険者の身体状況等を調査する『訪問調査の内容』を基に認定審査会によって、被保険者の要介護度(要介護1~5、要支援1・2、非該当)が決定します。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。非該当の場合は、介護サービスは利用できません。

また、要介護度には認定期間があるため、認定を継続するためには更新手続きが必要です。期間満了の日の60日前になると市から通知が届きます。

なお、認定期間の途中でも身体状況などに変化があった場合は、要介護度を見直すことができます。その場合は、区分変更申請をしてください。

介護サービスの種類

▶ 居宅サービス

自宅での生活を中心としたサービスです。居宅介護サービスを利用するためには、サービスの利用計画(ケアプラン)が必要です。本人の身体等の状況に合わせたケアプランの作成をケアマネジャーに依頼します(契約・作成について自己負担額はありません。)

◎ケアプランを作成する事業所

[要介護1~5の方]⇒居宅介護支援事業所

[要支援1・2の方]⇒お住まいの地区の地域包括支援センター

◎おもな居宅サービス

訪問介護

ホームヘルパー(訪問介護員)が訪問し、身体介護や生活援助のサービス提供が受けられます。

訪問入浴介護

移動入浴車などの訪問で、自宅で入浴の介助が受けられます。

訪問看護

看護師などが訪問し、病状の観察や点滴の管理、床ずれの手当などが受けられます。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が訪問し、薬の飲み方、食事などの療養上の管理・指導が受けられます。

訪問リハビリテーション

リハビリ(機能回復訓練)の専門職の訪問で、リハビリが受けられます。

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、入浴サービスや食事の提供、機能訓練が日帰りで受けられます。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

福祉用具貸与

自宅での生活環境を整えるため、各種介護用品の貸し出しが受けられます。

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設等に短期入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入所している方が受けられるサービスです。食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

〈 広告 〉

デイサービス ♥ あおば 銚田1444-8  お問合せ▶▶▶ ☎0291-34-8550 介護老人保健施設 ゆず 銚田1347-1  お問合せ▶▶▶ ☎0291-33-3159	古民家デイサービス新宮  リラックスできる我が家の雰囲気 自宅での生活を想定した生活リハビリ やレクリエーションができます。 銚田市畑田1484-1 ☎ 0291-32-9332	古民家デイサービス作左衛門  静かな立地で、広い敷地に畑や 散歩道がありゆったりと一日を 過ごせます。屋外活動が得意です。 銚田市大竹43 ☎ 0291-37-5556	居宅介護支援事業所 新宮 公正中立な立場でお話を 十分に聞いて、ケアプランを 作成し、利用者様のニーズ に合ったサービスを 提供いたします。  銚田市銚田1624-2 ☎ 0291-32-9510 ケアマネジャー募集中!!
carelabo. 株式会社 ケアラボ 〒311-1515 銚田市畑田1484-1 TEL.0291-32-9332 FAX.0291-32-9336 営業時間 8:00~17:00 日曜日定休 ☆見学・体験利用も随時受け付けておりますので お気軽にお問い合わせください 			



住宅改修

生活環境を整えるための小規模住宅改修に対し、要介護区分に関係なく20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

●対象となる改修工事

①手すりの取り付け②段差の解消③滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更④引き戸等への扉の取り換え⑤洋式便器等への取り換え

※改修工事を始める前に、申請が必要です。

特定福祉用具購入

福祉用具を購入したとき、年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

●対象となる福祉用具

①腰かけ便座②特殊尿器③入浴補助用具④簡易浴槽⑤移動用リフトの吊り具の部分

※指定の業者からの購入が支給の対象となりますので、ご相談ください。

▶施設入所サービス

要介護の方が利用できる施設に入所して受けるサービスです。要支援の方は、施設サービスは利用できません。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設で、日常生活の介助などを受けます。

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設で、介護や機能訓練などを受けます。

▶自己負担が高額になったとき(高額介護サービス費支給申請)

介護サービスの自己負担額(1割～3割)が、同じ月内に限度額を超えたとき、超えた分が後から支給されます(ただし、居住費・食費・日常生活費などは除きます)。

▶地域密着型サービス

住み慣れた地域で過ごすことを目的としたサービスです。要介護・要支援で市内在住の方のみ利用できます。

認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)

デイサービスセンターで、認知症の方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が日帰りで受けられます(対象者:要支援1～要介護5)。

小規模多機能型居宅介護

通いのサービスを中心として、ご本人の選択に基づき、訪問サービス・宿泊サービスを組み合わせて、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます(対象者:要支援1～要介護5)。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護が受けられます(対象者:要介護1～要介護5)。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます(対象者:要支援2～要介護5)。

地域密着型通所介護

利用定員が19人未満のデイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

▶自己負担の軽減制度があります

特定入所者介護サービス費(負担限度額認定証)

施設入所サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および短期入所サービスを利用したときにかかる居住費・食費の自己負担が軽減されます。対象は、住民税非課税世帯(配偶者は住民票上の住所が異なる場合も含む)で、預貯金等が負担段階に応じて定められた金額を下回る方です。軽減を受けるには申請が必要です。

鉾田市結婚新生活支援事業補助金

市内において結婚を機に新たな生活を始めるための「新居の購入費や家賃、引越費用」の一部について助成します。

対象者

- (1) 1月1日から翌年2月28日までに婚姻の届出をし、受理された夫婦とともに40歳未満であること。
- (2) 住民基本台帳に記載されている世帯であること。
- (3) 申請年度における前年分の世帯所得(夫婦の合算所得)が400万円未満であること。
(貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を所得から控除します。)
- (4) 対象となる住宅が鉾田市内にあること。
- (5) 夫婦のいずれもが市税および税外収入金を滞納していないこと。

対象経費

1月1日から翌年2月28日までに支払った費用で、次の費用が対象となります。

- (1) 住宅取得・賃借にかかった費用
 - 住宅取得のために支払った費用(土地代、光熱水費、設備購入費、登記に要した費用、旧住宅の解体費用は除きます。)
 - 住宅賃借のために支払った費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その支給額を除きます。
- (2) 引越し費用
 - 新居への引越しの際、引越し業者や運送業者へ支払った費用(夫婦それぞれの引越しに要した費用の合計額)
※引越しに伴う不用品の処分費用やレンタカー等により、自分で引越した場合の引越し費用は対象となりません。

助成額 上限額30万円

申請方法

鉾田市結婚新生活支援事業補助金申請書に必要な書類を添付し、要綱で定められた期限までに申請してください。

鉾田市結婚支援団体等加入時助成金

出会いの機会が少ない未婚者に対して、結婚支援団体への加入費用を助成することで、出会いの場を支援します。

対象者

- (1) 市内在住の結婚をしてない男女
- (2) 助成金を申請する時点で45歳以下の方
- (3) 市税および税外収入金を滞納していない方

助成対象となる経費及び助成額

一般社団法人いばらき出会いサポートセンターへの入会登録料(11,000円)の全額助成

※1回限り

申請方法

鉾田市結婚支援団体等加入時助成金交付申請書兼請求書に必要な書類を添付し、申請してください。

鉾田市出会いコーディネートセンター

結婚をしたい未婚の方の出会いの場の創出をはじめ、「出会いコーディネーター」が異性とのコミュニケーションの取り方や、お付き合いから結婚に関する相談などのサポートを無料で行います。

入会できる方

- (1) 結婚を希望する独身の方
- (2) 鉾田市在住・在勤の方、または将来鉾田市に住みたい方

主なサポート内容

- 婚活マナー講習
- 異性とのコミュニケーション指導
- お付き合いから結婚に関する相談
- 魅力を高めるためのセミナーの開催
- 出会いの場の創出 等

入会料 無料

結婚相談開設日

- 第1・第3水曜日 16:00～19:00
(※水曜日が祝日の場合は、翌木曜日)
- 第2・第4日曜日 9:00～12:00

センター入会方法

- ① 入会事前申込フォームより、センターへの入会の仮手続きをします。
- ② センターからの折り返しの連絡(メール)により、面接する日時を決めます。
- ③ 入会申込書に添付する顔写真(縦6cm×横4cm)を持参のうえ、面談を行い入会手続き完了となります。





母子保健

妊産婦にかかる助成

▶ 妊娠届出時に交付するもの

- 妊婦一般健康診査受診票(助成回数14回)
- 新生児聴覚検査受診票(助成回数 1回)
- 産婦健康診査受診票(助成回数 2回)
- 妊婦歯科健診票(助成回数 1回)

乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)

生後4か月までの児とその保護者を対象に、ご家庭を訪問し、発育・発達の確認や、授乳・育児などに関する相談、助言等を行っています。

▶ 乳児全戸訪問時に交付するもの

- 乳児健康診査受診票(助成回数2回)
- 予防接種予診票(就学前に受ける定期予防接種をまとめて交付)

スタッフ 保健師・子育てアドバイザー

※生後1か月前後にご連絡してから伺います

乳幼児健康診査

▶ 乳児健診

対象 生後3～4か月児

※対象者には個別通知いたします

内容 身体計測、内科健診、発育・発達・栄養相談

場所 鉾田保健センター

▶ 医療機関への委託による乳児健診

対象 5～7か月の乳児、9～11か月の乳児

内容 身体計測、内科健診

場所 茨城県内の乳児健診委託医療機関

※各自で予約して受けましょう

▶ 1歳6か月児健診

対象 1歳6か月児

※対象者には個別通知いたします

内容 身体計測、内科健診、歯科健診、発育・発達・栄養相談

場所 鉾田保健センター

▶ 2歳児歯科健診

対象 2歳6か月児

※対象児には個別に通知いたします

内容 身体計測、歯科健診、発育・発達・栄養相談

場所 鉾田保健センター

▶ 3歳6か月児健診

対象 3歳6か月児

※対象児には個別に通知いたします

内容 身体計測、尿検査、内科健診、歯科健診、目耳の検査・心理相談(必要な方)、発育・発達・栄養相談

場所 鉾田保健センター

▶ 5歳児健診

対象 5歳児

※対象児には個別に通知いたします

内容 小集団での活動、身体計測、医師の診察、発達・心理相談

場所 鉾田保健センター

教室

▶ マザークラス

対象 初めて出産される妊婦

※対象者には個別通知いたします

内容 分娩の経過、妊婦体操、育児手技、先輩ママとの交流等

場所 旭保健センター

▶ 赤ちゃん教室

対象 第一子とその保護者

※対象者には個別通知いたします

内容 ベビーマッサージ、ママのアフタービクス等

場所 旭保健センター

育児相談

- 対象** 1歳のお誕生日前のお子さん
内容 身体計測、発育・発達・離乳食相談
場所 鉾田保健センター

▶初めての離乳食相談

- 対象** 6か月児
 ※対象者にはハガキで通知いたします
内容 身体計測、栄養士による離乳食の作り方等のお話、発育・発達・栄養相談
場所 鉾田保健センター

▶初めての歯科相談

- 対象** 10か月児
 ※対象者にはハガキで通知いたします
内容 身体計測、歯科衛生士による歯に関する講話、発育・発達・栄養相談
場所 鉾田保健センター

予防接種

定期の予防接種

法律に基づいて市が行う予防接種です。

▶お子さんが生まれてから小学校に入学する前までに行う予防接種

赤ちゃん訪問の際に予防接種予診票をお渡ししています。予防接種手帳をよく読み、医療機関へ予約のうえ母子健康手帳を持参し接種してください。

※転入された方は、健康増進課にて予診票を交付いたします。

種類		接種回数	標準的な接種時期および接種間隔	対象者
ロタウイルス	ロタリックス® (1価)	1回目	生後6週～生後24週0日まで	初回接種は生後2か月～生後14週6日までに接種 ※27日以上間隔をおく
		2回目		
	ロタテック® (5価)	1回目	生後6週～生後32週0日まで	
		2回目		
		3回目		
B型肝炎	1回目	生後2か月～9か月	1歳に至るまで	
	2回目	※27日以上間隔をおく		
	3回目	※3回目は1回目から139日以上の間隔をおく		
ヒブ	初回1回目	生後2か月～7か月に開始 ※27日以上間隔をおく	生後2か月～60か月に至るまで ※標準的な接種時期に開始できなかった場合や、接種の間隔が空いてしまった場合には保健センターまでご相談ください。	
	初回2回目			
	初回3回目			
	追加	初回3回終了後7か月～13か月の間隔をおく		
小児肺炎球菌	初回1回目	生後2か月～7か月に開始 ※27日以上間隔をおく	生後2か月～60か月に至るまで ※標準的な接種時期に開始できなかった場合や、接種の間隔が空いてしまった場合には保健センターまでご相談ください。	
	初回2回目			
	初回3回目			
	追加	初回3回終了後、60日以上の間隔をおき、生後12か月～15か月の間		
BCG	1回	生後5か月～8か月	1歳に至るまで	
四種混合	1期初回1回目	生後3か月～12か月 20日～56日までの間隔をおく	生後3か月～90か月に至るまで	
	1期初回2回目			
	1期初回3回目			
	1期追加	1期初回3回終了後12か月～18か月までの間隔をおく		
麻しん・風しん(MR)	1期	生後12か月～24か月	生後12か月～24か月に至るまで	
	2期	小学校就学前1年間	小学校就学前1年間	



種類	接種回数	標準的な接種時期および接種間隔	対象者
水痘	1回目	生後12か月～15か月	生後12か月～36か月に至るまで
	2回目	1回目終了後6か月～12か月の間	
日本脳炎	1期初回1回目	3歳	生後6か月～90か月に至るまで
	1期初回2回目	6日～28日までの間隔をおく	
	1期追加	4歳 初回2回終了後おおむね1年後	

▶ 小・中・高校生で行う予防接種

対象時期になりましたら予診票を郵送しますので、説明書をよく読み、医療機関へ予約のうえ母子健康手帳を持参し、接種してください。

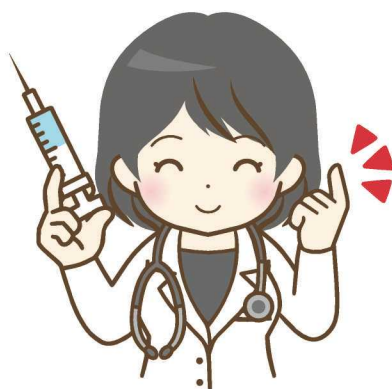
種類	接種回数	標準的な接種時期および接種間隔	対象者
日本脳炎2期	1回	9歳～10歳	9歳以上13歳未満
二種混合2期	1回	11歳～12歳	11歳以上13歳未満
子宮頸がん予防ワクチン	3回	中学1年生	小学校6年～高校1年相当の女子

※HPVワクチンについては、供給・接種体制等を踏まえ、令和4年度から3年間は中学1年生と高校1年生相当の女子に通知をいたします。

▶ 高齢者の予防接種

対象時期になりましたら予診票を郵送しますので、説明書をよく読み、医療機関へ予約のうえ接種をしてください。

種類	接種回数	対象者
季節性インフルエンザ(高齢者)	毎年度1回	65歳以上
高齢者肺炎球菌	生涯に1回	65歳以上で5歳刻みの節目の方 ※既に接種したことのある方は対象外となります。



▶ 任意の予防接種

法律に基づかない予防接種に対して、公費助成を行っています。

予防接種名	対象者	受け方
風しん	平成2年4月1日以前に生まれた方で、 ①妊娠している女性の夫(内縁、婚姻予定を含む) ②妊娠を予定または希望している女性とその夫 ③昭和54年4月2日～平成2年4月1日生まれ の男性で、風しん抗体検査を実施した結果、抗体価が低い ためワクチン接種が必要と判断された者 ただし、以前に風しん等予防接種費助成事業(定期予防接種を のぞく)による助成を受けていない方(風しんワクチン3,000円、 麻しん風しん混合ワクチン5,000円)	医療機関で接種後、鉾田保健センターへ領収書原本、接種日・接種ワクチンがわかるもの(抗体価が低い方は、結果の記録された結果票など)口座のわかるもの、認印を持参の上申請してください。
おたふくかぜ	1歳～就学前までのお子さんと、市の助成を利用しておたふくかぜ予防接種を、1度も受けたことがない方。(1回のみ3,000円)	希望する方は、鉾田保健センターに申請のうえ事前に予診票を受け取ってから接種してください。
季節性インフルエンザ(小児)	1歳～中学3年生までに相当する年齢のお子さん(1回2,000円)	時期になりましたら、個別に送付します。

▶ その他相談

電話や窓口で予防接種に関する相談など随時受け付けますので、お気軽にご相談ください。

各種健(検)診

※各健(検)診の日程については、ホームページまたは市広報・健康づくりカレンダーでご確認ください。

健診項目	対象者	健診内容
ミニドック健診	30歳以上の胃がん検診を受ける方 胃がん検診 30歳以上 ※胃がん検診以外は下記基本健康診査の各健診対象者と同じです。ご参照ください。	胃がん検診(バリウムを飲む胃のX線撮影) ※受診者の安全を考慮し検査できない場合があります。ご了承ください。 基本健診、大腸がん検診、結核・肺がん検診、セット健診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査、胃がんリスク検査
基本健康診査	基本健診	19歳～39歳の方 40歳以上の鉾田市国民健康保険加入者 後期高齢者医療被保険者
	大腸がん検診	30歳以上の方
	結核・肺がん検診	40歳以上の方
	前立腺がん検診	50歳以上の男性
	肝炎ウイルス検査	40歳以上の未受診者
	胃がんリスク検査	30歳以上の未受診者
	セット健診	19歳～39歳の方
子宮頸がん検診(集団)	20歳以上の女性	子宮頸部細胞診
乳がん検診(乳房X線)	40歳以上の女性(2年に1回)	乳房X線撮影(マンモグラフィ)
乳がん検診(超音波)	30歳～56歳の女性	乳房超音波検査
腹部超音波検診	40、45、50、55、60、65歳の方	肝臓・胆嚢・胆管・すい臓・脾臓・腎臓の超音波検査
骨粗鬆症検診	30、35、40、45、50、55、60、65歳の女性	右足かかとの超音波検査



▶ 医療機関検診

子宮がん・乳がん医療機関検診は、実施期間内に各保健センターへ電話、窓口でお申し込みください(実施期間:毎年5月～2月末日)。

健診項目	対象者	健診内容
子宮がん検診(頸部)	20歳以上の女性	子宮頸部細胞診
子宮がん検診(頸部+体部)	50歳以上の女性で有所見者	子宮頸部細胞診+子宮体部細胞診
乳がん検診(乳房X線)	40歳以上の女性(2年に1回)	乳房X線撮影(マンモグラフィ)
乳がん検診(超音波)	30歳～56歳の女性	乳房超音波検査
歯周疾患検診	40、50、60歳の方	歯科医院での歯周病検査

注1)年齢については、年度内に到達する年齢です。

注2)特定健診…国民健康保険以外の医療保険に加入している40歳～74歳の方は、加入している医療保険者に受け方をご確認ください。

注3)がん検診は「自覚症状のない方」「治療中・経過観察中でない方」が対象です。なお、健診の結果「要精密検査」になった方は、医療機関で精密検査を受診していただきます。

▶ 歯周病検診の助成

歯周病検診にかかる費用を助成します。

対象者 40・50・60歳になる方で、成人歯科健診の受診希望者

費用 無料

※対象の方には案内をお送りします。

健康相談

健康についての悩みや相談に応じます。
保健師による電話相談も随時、対応しています。

精神保健

▶ こころの健康相談

人との付き合いがうまくできない、気持ちが滅入ってしまう、不安な事がありうまく眠れない、アルコール依存(傾向)、認知症等で悩んでいるなど、心の健康について悩みをご相談ください、保健師と一緒に考えます。

場所 旭保健センター 37-1411
鉾田保健センター 33-3691
大洋保健センター 39-4866

献血

希望者の方から移動採血車による400mlの採血を行っています。

対象者 16歳以上69歳までの健康な方

※65歳以上の方の献血については、60歳から64歳までの間に献血の経験がある方に限ります。

申込手続き 直接会場へ

※献血会場・時間については広報・HPをご覧ください。





子育て・教育・スポーツ・文化

保育所(園)

問合せ 子ども家庭課 TEL.36-7935

保育所(園)は、保護者が仕事や病気などのために家庭で保育ができないときに、保護者に代わって保育をすることを目的とする施設です。利用するには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合
※親族の方等が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整されることがあります。

入所(園)申し込み

新年度からの入所受付は、毎年11月頃、子ども家庭課窓口で行っています。年度途中入所の場合は、随時受け付けています。申請書および申込書は子ども家庭課、各市民センター窓口にあります。

申し込みに必要な書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- ②保育利用希望申込書
- ③「保育を必要とする理由」を確認する書類 など

〈広告〉

▶ 保育所(園)および認定こども園一覧

※認定こども園の定員は、2号、3号認定者の定員です。

施設名	公・私	定員	所在地	電話番号
第一保育所	公	90	塔ヶ崎918番地	32-3067
第二保育所	公	90	鉾田148番地	32-3697
青山保育園※1	私	120	安塚880番地102	32-2733
申挽保育園	私	120	野友2009番地2	32-4086
とりのす保育園	私	120	鳥栖1279番地2	36-4171
あかつき保育園	私	70	安房1672番地16	34-2155
大洋保育園	私	130	上沢76番地1	39-2963
認定こども園 旭保育園	私	295※2 (分園30含む)	上釜934番地64	37-0754

※1 青山保育園は、令和4年4月から認定こども園に移行予定です。

※2 認定こども園の定員は、2号、3号認定者の定員です。

地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、子育て中の親子の集いの場として、同年齢のお子さんと遊んだり、子育てに関する情報交換を行ったりなど、保護者や子どもの交流のきっかけづくりのほか、育児に関する相談などを行っています。

施設名	受付場所	所在地	電話番号
のびっこ	第一保育所	塔ヶ崎918番地	32-3067
うさぎっ子	青山保育園	安塚880番地102	32-2733
とりのす子育て支援センター	とりのす保育園	鳥栖1348番地1	36-4171
ほほえみひろば	大洋保育園	上沢76番地1	39-2963
すくすくクラブ	旭保育園	上釜934番地64	37-0754

お子様の成長について、誰にも相談できず悩まれていますか?

茨城県指定

児童発達支援・放課後等デイサービス

with 鹿島アントラーズ

with 日本体育大学

こどもサークル

サッカー教室

親子体操教室

たとえば、こんなことが気になったら...

- ことばがでない、増えない
- 発音が不明瞭
- 動きがぎこちない

- 落ち着きがなく、集中して遊べない
- 名前を呼んでも振り向かない
- 保育園や幼稚園の集団に入れない

with 慶應義塾大学

ペアレントカフェ

with 筑波大学

子育て相談会

●こどもサークル鉾田
(放課後等デイサービス)
鉾田市新鉾田2-1-9
☎ 0291-36-7300

こどもサークル鉾田ブログ

●こどもサークル新鉾田駅前
(児童発達支援・放課後等デイサービス)
鉾田市新鉾田1-3-1
☎ 0291-32-3800

こどもサークル新鉾田駅前ブログ

見学相談受付中!
お問合せはお気軽に!



放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後や長期休暇中に適切な遊びおよび生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

放課後児童クラブ名	受付場所	所在地	電話番号
旭ドルフィンクラブ1 旭ドルフィンクラブ2	旭保育園	上釜934番地133	37-0754
あかつきキッズクラブ	あかつき保育園	安房1672番地16	34-2155
青山学童クラブ	青山保育園※	安塚880番地102	32-2733
ホワイト児童クラブ ひまわり児童クラブ	串挽保育園	串挽1381番地2	32-4146
とりのす学童クラブA とりのす学童クラブB	とりのす保育園	鳥栖1330番地10	36-4171
※大洋西児童クラブ	子ども家庭課 大洋市民センター	札925番地	36-7935
※大洋東児童クラブ1 大洋東児童クラブ2	子ども家庭課 大洋市民センター	上沢938番地18	36-7935
※鉾田南児童クラブ	子ども家庭課	当間2331番地4	36-7935

※今後、変更の予定がありますので、鉾田市公式ホームページより「くらしのガイドブック」をご確認ください。

家庭児童相談室

問合せ 家庭児童相談室 TEL.36-7117

家庭児童相談室は、お子さんの健やかな成長のため、さまざまな相談を広くお受けしています。相談の内容については秘密を厳守いたしますので、安心してご相談ください。

児童手当

問合せ 子ども家庭課 TEL.36-7935

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに、中学校3年生までの児童を養育している方に支給されます。

※公務員の方は、勤務先から支給されます。

手当の額

3歳未満…月額一律15,000円

3歳以上小学校修了前…月額10,000円(第3子以降は月額15,000円)

中学生…月額一律10,000円

※所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

支払時期

毎年2・6・10月の10日(金融機関休業日の場合はその前の営業日)に、それぞれの前月分までを支給します。

児童扶養手当

問合せ 子ども家庭課 TEL.36-7935

ひとり親家庭、父または母が一定の障害にある場合等、18歳の年度末までの児童(中度以上の障害がある場合は20歳未満まで)を養育している方に対し支給されます。

手当の額(令和3年4月現在)

児童1人の場合月額43,160円、2人の場合月額53,350円、3人目以降は1人につき月額6,110円が加算されます。

※所得に応じて手当の一部または全部が制限されます。

支払時期

毎年奇数月の11日(金融機関休業日の場合はその前の営業日)に、それぞれの前月分までを支給します。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

問合せ 子ども家庭課 TEL.36-7935

生活の安定を資する資格の取得を目指し、1年以上の養成機関で修業し、資格取得が見込まれる方を対象に生活費の負担を軽減します。

対象

鉾田市に居住するひとり親家庭の母または父で、次の①～⑤をすべて満たす方

- ① 20歳未満の児童を養育している
- ② 児童扶養手当を受けていること(または、同様の所得水準)
- ③ 仕事または育児と修業の両立が困難
- ④ 過去にこの給付金を受給していない
- ⑤ 市町村民税、国民健康保険税および保育料の滞納がない

対象資格

看護師(准看護師を含む)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 等

支給内容

修業する期間(上限4年間)。月額70,500円(市町村民税課税世帯)、または月額10万円(市町村民税非課税世帯)

※修業期間の最後の1年間は4万円加算



▶ 幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号	定員		
			3歳児	4歳児	5歳児
旭幼稚園	玉田1047-21	37-1047	20名	30名	35名
鉾田北幼稚園	舟木211-9	34-3737		30名	35名
鉾田幼稚園	鉾田1411-3	33-3344		30名	35名
つばさ幼稚園	上沢938-18	39-2580		30名	35名

▶ 小学校

学校名	住所	電話番号	対象中学校
旭東小学校	荒地604	37-0009	旭中学校
旭南小学校	縦山576-16	37-0214	旭中学校
旭西小学校	鹿田904-5	37-0216	旭中学校
旭北小学校	田崎3852	37-0055	旭中学校
鉾田北小学校	上富田1011-1	36-6710	鉾田北中学校 鉾田南中学校
鉾田南小学校	畑田1059-1	32-9333	鉾田南中学校
上島東小学校	汲上1734	39-2424	大洋中学校
上島西小学校	梶山1505-1	39-2425	大洋中学校
白鳥東小学校	上沢14	39-2314	大洋中学校
白鳥西小学校	札925	39-3004	大洋中学校

※上島東小学校、上島西小学校、白鳥東小学校、白鳥西小学校については、令和4年4月に大洋小学校(住所:鉾田市上沢922-1)へ統合予定。

▶ 中学校

学校名	住所	電話番号	対象小学校
旭中学校	造谷863-5	37-0030	旭東小学校 旭南小学校 旭西小学校 旭北小学校
鉾田北中学校	上富田1011-1	36-2814	鉾田北小学校
鉾田南中学校	鉾田1469-1	32-2757	鉾田北小学校 鉾田南小学校
大洋中学校	大蔵1337-1	39-3231	上島東小学校 上島西小学校 白鳥東小学校 白鳥西小学校

▶ 公立幼稚園

市内には、公立幼稚園が4園あります。

◎通常保育

保 育 時 間 午前8時30分～午後1時30分

対 象 者 満3歳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児(ただし、3歳児は鉾田北幼稚園のみ)

申 込 方 法 10月中旬から下旬に来年度の入園の申し込み受付を実施します。

※定員に満たない場合は期間以降も申し込み可能です。

申 請 窓 口 入園を希望する市立幼稚園
(受付時間 午前9時～午後4時まで)

利用者負担額 無償

給 食 費 等 月額4,200円、教材費等(随時徴収)
給食費については、所得に応じ減免となる場合があります。

その他 通園バス、預かり保育制度もございます。
(各園により異なります。)預かり保育は、保育の必要性が認められた場合に無償となる場合があります。ご利用の際には、各幼稚園にご相談ください。

▶ 小学校入学

市内には小学校が10校あります。

4月から新たに入学されるお子さんがいる家庭には、前年の9月上旬に健康診断の日程などをお知らせいたします。

また、入学する学校や期日を2月上旬に通知します。

対象者 新入学児童・保護者



▶ 中学校入学

市内には中学校が4校あります。
入学する学校や期日を2月上旬に通知します。

対象者 新入学生徒・保護者

▶ 転校(市内転居)

市内で他の通学区域に住所を変更するときは、転校のお手続きが必要になります。市民課で転居の手続きをした後に、お子さんが在学している学校から在学証明書が発行されますので転出先の学校へお持ちください。

なお、特別な理由がある場合は指定学校の変更を申し出ることができます。

対象者 児童生徒・保護者

申請窓口 教育総務課・中央公民館・大洋公民館

▶ 転校(他市町村への転出)

他市町村へ転出するときは転校のお手続きが必要になります。市民課で転出の手続きをした後に、お子さんが在学している学校から在学証明書と教科書給与証明書が発行されます。

転出先市町村でのお手続きについては、転出先の教育委員会にお問い合わせください。

なお、特別な理由がある場合は区域外就学を申し出ることができます。

対象者 児童生徒・保護者

申請窓口 教育総務課・中央公民館・大洋公民館

▶ 転校(他市町村からの転入)

他市町村から転入するときは転校の手続きが必要になります。市民課で転入の手続きをした後に、指定学校で転校の手続きを行います。

問い合わせ先 教育総務課

▶ 学校給食

問い合わせ

鉾田市立鉾田学校給食センター TEL. 34-9077
各学校等の給食の調理等の業務を行っております。

対象者 幼児・児童生徒・教職員

給食費

公立幼稚園	4,200円/月額
小学校	4,200円/月額
中学校	4,500円/月額

▶ 適応指導教室「すずらんルーム」

問い合わせ

すずらんルーム

鉾田市徳宿1261番地1(鉾田市生涯学習館内)
TEL.36-6171

不登校児童生徒等の学校生活や社会への復帰を支援します。

対象者 児童生徒等およびその家族、教職員

奨学資金・入学一時金の貸与

問合せ 教育総務課 TEL.37-4340

▶ 就学援助費(要保護・準要保護)

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品など学校生活に係る費用の一部を援助する制度です。

対象者

鉾田市内に住所を有し、市内の小中学校および市外の小中学校に区域外就学を許可された児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- ① 要保護者 生活保護を受けている方
- ② 準要保護者 生活保護を受けていないが、要保護者に準ずる程度に困窮していると市の教育委員会が認定した方

準要保護の認定基準

次の項目のいずれかに該当し、かつ要保護に準ずる程度に困窮している場合。

以下の項目に該当している場合でも、収入状況等によっては認定とならない場合があります。

- ① 生活保護の停止または廃止者(前年度もしくは当該年度)
- ② 市民税等の非課税または減免者
- ③ 個人事業税または固定資産税の減免者
- ④ 国民年金掛金の免除者または国民健康保険税の減免者
- ⑤ 児童扶養手当の受給者
- ⑥ その他の理由で経済的に困窮している者

援助の内容

- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 学校給食費 | ② 学用品購入費 |
| ③ 通学用品購入費 | ④ 校外活動費 |
| ⑤ 修学旅行費 | ⑥ 新入学児童・生徒学用品費等 |

⑦オンライン学習通信費

- ※生活保護家庭で教育扶助を受けている場合は、修学旅行費、医療費およびオンライン学習通信費のみ支給されます。
- ※新入学児童・生徒学用品費は、年度当初から認定された児童生徒を対象に支給されます。
- ※校外活動費、修学旅行費は、認定された日以降に参加した児童生徒を対象に支給されます。
- ※医療費は、学校保健安全法施行令に基づき認定された疾病のみ対象になります。
- ※支給項目や年間の支給限度額は毎年教育委員会で決定します。

問い合わせ先 お子さんが在籍している学校

▶就学援助費(新入学学用品費)の入学前支給

次年度小学校に入学する未就学児がいる家庭で、経済的理由でお困りの保護者の方を対象に、就学援助の一部である新入学学用品費を入学準備金として入学前の3月に支給するものです。

対象者 (次の要件の全てを満たしている方)

- 基準日現在に銚田市在住の方
- 銚田市立の小学校へ(新1年生として)入学する未就学児がいる保護者
- 生活保護に準ずる程度に、生活が経済的に困窮していると教育委員会が認めた方

援助の内容 新入学学用品費

- ※小学校入学後も継続して就学援助制度を希望される方は、入学後、学校の定める日までに再度申請してください。
- ※新入学学用品費の入学前支給を受けた方は、入学後の就学援助制度で新入学学用品費は対象となりません。
- ※支給を受けた後、入学前に銚田市外へ転出した場合は、転出先の教育委員会へ支給を受けた旨を通知いたします。

問い合わせ先 教育委員会 教育総務課

▶教育ローン利子補給金制度

銚田市では、大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門学校へ修学させるための資金の融資を受けた方を対象とした、利子補給金を交付しています。

内 容

利子補給対象限度額 300万円

(それ以上の場合は案分します)

利子補給率 借入利子の100%

対 象 者 (次の要件の全てを満たしている方)

- 銚田市内に1年以上住所を有し、世帯員に市税等の滞納がなく、養育する子等を学校教育法の規定に基づく大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門学校に修学させるために資金の融資を受けた方。
- 当該年度に当該学校に在学していること。
- 日本政策金融公庫または市内の金融機関から教育資金を借り入れていること。

対象期間 申請年度から正規の在学期間

申請期間 4月中旬から翌年1月中旬頃まで

申請書類

- 1 銚田市教育ローン利子補給交付申請書
- 2 市税等の納税状況調査に関する承諾書
- 3 金融機関と資金貸付契約書の写し(収入印紙を貼ったものの写し)
- 4 償還表の写し(返済期間全体のもの)
※返済額が変動した場合は、その都度提出してください。

5 当該者の在学証明書

6 世帯全員の住民票(続柄が記載されているもの)

申 請 先 教育委員会 教育総務課(郵送可能)

- ※当座借越方式など、契約方法や内容によっては、対象外の場合があります。
- ※申請書類は、教育総務課または市のホームページから入手可能です。

問い合わせ先 教育委員会 教育総務課



スポーツ

▶ 鉾田総合公園

利用時間	午前8時30分～午後9時30分	利用申請	利用したい日の30日前から受け付けます。
休業日	毎週月曜日(休日にあたるときはその翌日) 年末年始(12月29日～1月3日)	場所	鉾田市当間2331-4
		問い合わせ先	鉾田総合公園 TEL. 33-3340

(入場料を徴収しない場合)

施設名	区分	使用料
野球場	専用	2時間につき1,050円
	照明設備	全灯 1時間につき5,000円
		半灯 1時間につき2,000円
	放送機器	2時間につき200円
庭球場	専用(1面)	2時間につき520円
	個人	2時間につき100円
	照明設備	1時間につき500円
陸上競技場	専用	2時間につき1,050円
	個人	2時間につき100円
	照明設備	1時間につき500円
体育館	1/4面	2時間につき520円
	半面	2時間につき1,050円
	全面	2時間につき2,100円
	個人	2時間につき100円
	放送機器	2時間につき200円
	照明設備	1時間につき500円
弓道場	専用	2時間につき520円
	個人	2時間につき100円
	照明設備	1時間につき250円
多目的 グラウンド	専用	2時間につき520円
	個人	2時間につき100円

(注)

- 市民以外の使用料は、2倍相当額とする。(照明料も含む。)
- 市民とは、市内に住所を有する者のほか、市内に通勤または通学する者も含むものとする。
- 市内の小中学生は半額とする。
- 専用利用は、5人以上とする。

▶ 旭スポーツセンター

利用時間	午前8時30分～午後9時30分
休業日	毎週月曜日(休日にあたるときはその翌日) 年末年始(12月29日～1月3日)
利用申請	利用したい日の30日前から受け付けます。
場所	鉾田市田崎616-6
問い合わせ先	旭スポーツセンター TEL.37-2699

(入場料を徴収しない場合)

施設名	区分	使用料
野球場	専用	2時間につき1,000円
	照明設備	全灯 1時間につき5,000円
		半灯 1時間につき4,000円
	放送機器	2時間につき200円
庭球場	専用(1面)	1時間につき500円
	照明設備	1時間につき500円
クロッケー場	専用	1時間につき500円
体育館	1/3面	2時間につき500円
	放送機器	2時間につき200円
	照明設備(1/3面)	1時間につき500円
トレーニング室	個人	2時間につき100円
多目的 グラウンド	専用	2時間につき1,000円

(注) 鉾田総合公園使用料注意事項と同様とする。

▶ くぬぎの森スポーツ公園

- 利用時間** 午前9時～午後5時
(庭球場の利用時間は午前9時～午後9時30分)
- 休業日** 毎週月曜日(休日にあたるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
- 利用申請** 利用したい日の30日前から受け付けます。
- 場 所** 鉾田市上沢1029-1
- 問い合わせ先** くぬぎの森スポーツ公園 TEL. 39-7255

施設名	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時(1日)
太陽のいえ 研修室	1,000円	1,000円	2,000円

施設名	区分	使用料
庭球場	専用(1面)	1時間につき600円
	照明設備	1時間につき500円

(注) 鉾田総合公園使用料注意事項と同様とする。

▶ 大洋体育館

- 利用時間** 午前9時～午後9時30分
- 休業日** 毎週月曜日(休日にあたるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
- 利用申請** 利用したい日の30日前から受け付けます。
- 場 所** 鉾田市大蔵1338-1
- 問い合わせ先** くぬぎの森スポーツ公園 TEL. 39-7255

施設名	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時30分
体育館	520円	520円	520円

(注) 鉾田総合公園使用料注意事項と同様とする。

▶ 大洋武道館

- 利用時間** 午前9時～午後9時30分
- 休業日** 毎週月曜日(休日にあたるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
- 利用申請** 利用したい日の30日前から受け付けます。
- 場 所** 鉾田市大蔵1338-1
- 問い合わせ先** くぬぎの森スポーツ公園 TEL. 39-7255

▶ 鉾田南柔剣道場

- 利用時間** 午前9時～午後9時30分
- 休業日** 毎週月曜日(休日にあたるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
- 利用申請** 利用したい日の30日前から受け付けます。
- 場 所** 鉾田市鉾田1469-1
- 問い合わせ先** 生涯学習課 TEL. 37-4342

▶ 大洋運動場

- 利用時間** 午前9時～午後5時
- 休業日** 毎週月曜日(休日にあたるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
- 利用申請** 利用したい日の30日前から受け付けます。
- 場 所** 鉾田市大蔵217-1
- 問い合わせ先** くぬぎの森スポーツ公園 TEL. 39-7255

▶ 中居運動場

- 利用時間** 午前9時～午後5時
- 休業日** 毎週月曜日(休日にあたるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
- 利用申請** 利用したい日の30日前から受け付けます。
- 場 所** 鉾田市中居1480-1
- 問い合わせ先** くぬぎの森スポーツ公園 TEL. 39-7255

▶ 鉾田市生涯学習館(とくしゅくの杜)

◎学習・展示棟

- 利用時間** 午前9時～午後5時
- 休業日** 毎週月曜日(休日にあたるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
- 利用申請** 利用したい日の60日前から受け付けます。
- 場 所** 鉾田市徳宿1261-1
- 問い合わせ先** 生涯学習館 TEL. 36-6900

区 分	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	1日
小会議室	360円	360円	720円
大会議室	720円	720円	1,440円
研修室1	720円	720円	1,440円
研修室2	720円	720円	1,440円
大研修室	1,440円	1,440円	2,880円
企画準備室	720円	720円	1,440円
企画展室	720円	720円	1,440円
クライミング ウォームアップ室	850円	850円	1,700円

(注)

- 市民以外の使用料は、2倍相当額とする。
- 市民とは、市内に住所を有する者のほか、市内に通勤または通学する者も含むものとする。
- 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料を徴収する。



◎スポーツライミングセンター

- 利用時間** 午前8時30分～午後9時30分
- 休業日** 毎週月曜日(休日にあたるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
- 利用申請** 利用したい日の60日前から受け付けます。
- 場所** 銚田市徳宿1261-1
- 問い合わせ先** 生涯学習館 TEL. 36-6900

施設名	区分	使用料
スポーツライミングセンター	個人	2時間につき260円
	占用	2時間につき4,400円
	放送設備	2時間につき300円

(注)

- 市民以外の使用料は、2倍相当額とする。
- 市民とは、市内に住所を有する者のほか、市内に通勤または通学する者も含むものとする。
- 市内の小中学生は半額とする。
- 占用利用は、10人以上とする。

資料館

銚田市生涯学習館(とくしゅくの杜)学習・展示棟

問合せ 生涯学習館 TEL.36-6900

銚田市内から出土した考古遺物や民具などを展示しています。県内市町村の歴史資料、文化財調査報告書の閲覧ができます。

- 開館時間** 午前9時～午後5時
- 休館日** 毎週月曜日(休日にあたるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
※臨時休館あり
- 入館料** 無料
※企画展・特別展開催時は有料の場合あり

公民館

問合せ 銚田中央公民館 TEL.33-2030
旭公民館 TEL.37-1118
大洋公民館 TEL.39-3305

- 開館時間** 午前9時～午後5時(予約団体は午後10時まで使用できます)
- 休館日** 月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
- 公民館事業** SNS(Twitter、Facebook等)や募集チラシなどでお知らせします。

使用料

◎銚田中央公民館

使用区分	収容人数	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時
集会室	80人	520円	520円	840円	1,570円
会議室	50人	520円	520円	840円	1,050円
和室	40人	520円	520円	840円	1,050円

◎旭公民館

使用区分	収容人数	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時
講堂	250人	2,200円	2,200円	3,300円	6,160円
会議室小	30人	1,100円	1,100円	2,200円	3,520円
会議室大	36人	1,100円	1,100円	2,200円	3,520円
調理室	24人	1,100円	1,100円	2,200円	3,520円
和室小	20人	1,100円	1,100円	2,200円	3,520円
和室大	30人	1,100円	1,100円	2,200円	3,520円
視聴覚室	49人	1,100円	1,100円	2,200円	3,520円
研修室	30人	1,100円	1,100円	2,200円	3,520円

◎大洋公民館

使用区分	収容人数	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時
会議室(和室)	10人	520円	520円	1,030円	1,030円
研修室(和室)	40人	1,030円	1,030円	2,060円	2,060円
大集会室	308人	5,150円	5,150円	5,150円	10,300円
学習室	10人	520円	520円	1,030円	1,030円
研修室	40人	1,030円	1,030円	2,060円	2,060円
調理室	36人	1,550円	1,550円	2,060円	2,060円
創作室	20人	1,030円	1,030円	2,060円	2,060円

※市民以外の使用料は、1.5倍相当額とする。

※大洋公民館大集会室の冷暖房利用の場合は、別途料金が加算されます。

図書館

問合せ 図書館 TEL.33-2020

開館時間

銚田市立図書館 午前9時～午後6時
旭文庫・大洋文庫 午前9時～午後5時

休館日

月曜日・館内整理日(毎月1回)
年末年始(12月28日～1月3日)
特別整理期間(年1回)

資料の貸出

貸出期間 15日以内
貸出点数 図書…6冊まで 紙芝居…3点まで
雑誌(バックナンバー)…3冊まで
CD…3点まで DVD…1点まで

※利用者カードが必要です。

免許証・保険証・学生証など住所、氏名、生年月日が確認できるものをお持ちのうえ、お申し込みください。(紛失による再発行は有料となります。)

予約サービス

所蔵している資料が貸出中の場合は、予約することができます。館内の利用者用検索端末、図書館のホームページ(利用者カードの番号とパスワードによる認証が必要です。)からも予約できます。

リクエストサービス

所蔵していない資料は、購入や相互貸借(県内の他の図書館から借用)などで、できるだけご要望にお応えします。

レファレンスサービス

必要な資料や情報をさがすお手伝いをします。

その他のサービス

- コピーサービス(所蔵している資料に限り、著作権法の範囲内で対応 有料)
- インターネットの利用
- レファレンス室・閲覧室の利用



自治活動・市民活動

自治会等の活動について

問合せ 総務課 TEL.36-7149

鉾田市では、行政区制度をとり、市民への行政情報等の連絡、地域コミュニティの強化を推進しています。多くの世帯が区、グループに加入し、自主的な自治会の運営が行われています。

▶ 行政区等の運営

区、グループはその地域に住む人々の総意により運営されるものです。

区、グループでは、地域住民の福祉増進や活力ある地域社会を築くために、地域住民間の連携を密にし、民主的かつ効率的な運営を図っています。また、区の運営は、原則として区費等から賄われています。

市においては、区長やグループ長を通じて円滑な連絡調整を行い、市行政に協力いただいています。

▶ 行政区等の活動

区、グループでは、様々な活動をしています。主な活動については次のとおりです。

◎環境整備・ごみ集積所の管理

生活道路の草刈りやごみ拾い等の環境美化活動、ごみ集積所の維持管理や不法投棄を防止するための巡回等を行っています。

◎自主防災組織

いつ起こるか分からない災害(地震・風水害等)に備えて避難訓練を行うとともに、災害に見舞われたときの助け合い活動や連絡体制の整備を行っています。

◎地区集会施設の維持管理

地域活動の拠点となる地区集会施設の清掃や維持管理等を協力して行っています。

◎地域コミュニティにおける行事等

各地域において、独自のお祭、子供会や老人会と連携した行事等を行っています。また、PTAや消防団とも連携し、地域コミュニティの活性化を図っています。

鉾田市国際交流協会

問合せ まちづくり推進課 TEL.36-7154

鉾田市国際交流協会は、個人会員と団体会員で構成され、市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、国際的感覚をもった人材の育成、国際的視野に立った地域づくりおよび国際親善に寄与することを目的として活動しております。

▶ 主な活動内容

◎国際交流の集い

◎スポーツ交流会の開催

◎日本語教室の開催

鉾田市や近隣に住む外国人の方に役立てていただこうと、日本語教室を開いています。

期間 9月から翌年7月まで(8月は休み)

日時 毎週水曜日 午後7時～午後9時
(第5週目は休み)

会場 鉾田中央公民館ほか

対象 鉾田市および近隣にお住まいの外国人の方で16歳以上の方

内容 初級・中級・上級にクラス分けし、会話やひらがな、漢字などの読み書きを行います。

費用 250円/回

▶ 年会費

個人会員 1,000円

法人・団体会員 5,000円



銚田市男女共同参画推進委員会

問合せ まちづくり推進課 TEL.36-7154

銚田市男女共同参画推進委員会は、男女共同参画意識の向上を図り、参画社会の形成を目指すために設置しております。

銚田市男女共同参画計画の推進や男女共同参画社会の実現に向け、講演会の開催やパンフレットの作成・配布等を通して、市民の男女共同参画意識の醸成を図っております。

本市の男女共同参画計画における基本理念を次のとおり定めております。

「意識」がかわる、「社会」がかわる、「働き方」がかわる、「銚田」がかわる ～男(ひと)と女(ひと)の想いを紡ぐまち～

性別の垣根をこえて、男女があらゆる分野に参画しやすい社会づくりを目指し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や女性の活躍を推進しております。

▶ 主な事業

男女共同参画計画の推進

男女共同参画推進に関する研修会、講演会の開催

銚田市協働のまちづくり推進事業補助金

問合せ まちづくり推進課 TEL.36-7154

銚田市協働のまちづくり推進事業補助金は、市民自らの発想と行動によって地域の課題を解決していこうという、自立性のある市民活動団体等が実施する公益的事業に対し補助金を交付します。

▶ 制度概要

(1) 対象団体の要件

- 自主的、積極的かつ継続的にまちづくり活動を推進する団体であること
- 5人以上の構成員を有し、構成員の8割以上が銚田市在住・在勤・在学者であること
- 主に市内で活動をおこなっていること など

(2) 対象となる事業

- 市民協働をすすめていくために必要と認められる事業
- 公益性が認められる事業
- 銚田市のまちづくりに必要と認められる事業 など

(3) 補助金の区分

区分	補助の対象	補助金額
市民活動支援	地域コミュニティなどによる市民活動に対して補助を行います。	当該事業にかかる補助対象経費の3分の2。(上限20万)
地域課題解決型事業支援	地域が抱える課題解決のために行う事業に対して補助を行います。	当該事業にかかる補助対象経費の3分の2。(上限30万)
若者世代まちづくり活動支援	20～30代が中心となって行う、先駆的な事業に対して補助を行います。	当該事業にかかる補助対象経費の総額。(上限20万)



119番のかけ方

消防署がスムーズな活動をするためには、市民の皆さまが火災・災害・救急事故等を発見したら、正確な内容の「119番」通報にご協力をお願いいたします。

消防への通報は局番なしの119番

正確な通報をするには、一方的に話すのではなく通信指令員の問いかけに従って話すことがポイントです。

火災を発見したら

■自宅または最寄りの電話・携帯電話から「119番」をしてください。

通信指令員から次のような問いかけがあります。

「火災ですか？・救急ですか？」

■まず「火災」であることを伝え、通信指令員の問いかけに発生場所（住所）、氏名、燃えている物（正確な場所・住所がわからない場合は、大きな目標物等）、通報者の名前、電話番号を教えてください。

◎問いかけ例 「火災ですか？・救急ですか？」

「場所はどこですか？（近くに目標物がありますか？）」

「何が燃えていますか？（炎はどこから出ていますか？）」

「逃げ遅れた人はいますか？」

「あなたのお名前と今かけている電話番号を教えてください。」

◎通報例 「火災です。」

「鉾田市●●、△△番地、●●さんのお宅です。（●●商店の●●側△△メートルのところです）」

「住宅が燃えています。（●●側の窓、屋根から炎が出ています）」

「全員避難して逃げ遅れた者はいません。（△△歳の男性が逃げ遅れ、建物内にいます）」

「私の名前は◇◇です。電話番号は△△△局△△△△番です。」

救急車を呼ぶとき

■自宅または最寄りの電話・携帯電話から「119番」をしてください。

通信指令員から次のような問いかけがあります。

「火災ですか？・救急ですか？」

■まず「救急」であることを伝え、次に種別（急病？交通事故等？）、発生場所（住所）、氏名、内容（正確な場所・住所がわからない場合は、大きな目標物等）、通報者の名前、電話番号を教えてください。

◎問いかけ例 「火災ですか？・救急ですか？」

「救急ですね。どうしましたか？」

急病の場合

「場所はどこですか？（近くに目標物がありますか？）」

「どのような状態ですか、意識はありますか、掛かりつけの病院等がありますか？」

「あなたのお名前と今かけている電話番号を教えてください。」

交通事故の場合

「場所はどこですか？近くに目標物がありますか？」

「何と何の事故ですか？」

「車内に閉じ込められている人はいますか？」

「ケガ人は何名ですか？どこをケガしていますか、意識はありますか、出血等がありますか？」

「あなたのお名前と今かけている電話番号を教えてください。」

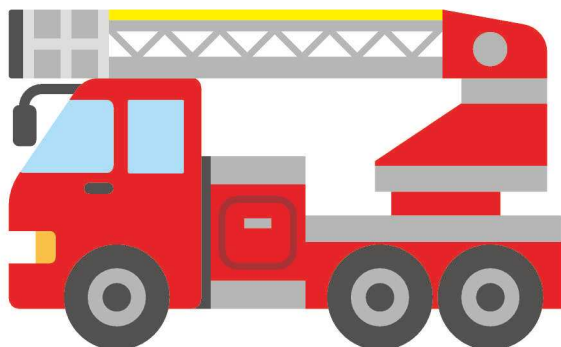
◎通報例 「救急です。」

■「急病です。」

「鉾田市●●、△△番地の●●です。（●●ストアの○隣です）」

「私の●●が●●部分の激しい痛みを訴えています。意識はハッキリしています。掛かりつけの病院はありません。」

「私は同じ家に住む◇◇で、今かけている電話番号は△△△局△△△△番です。」



■「交通事故です。」

「鉾田市●●、●●商店付近、国道118号の●●交差点です。」

（場所がわからないときは、目標物等を教えてください。）

「普通乗用車と大型トラックの衝突事故です。」

「普通乗用車の運転手が車内に閉じ込められています。」

「ケガ人は男性△名で、話しはできますが頭と足から出血しています。」

「私の名前は◇◇です。電話番号は△△△局△△△△です。」

■通報の途中で電話を切らないでください。通話中でも緊急車両（消防車・救急車）は出動しますので通信指令員の問いかけにあわてないで、落ち着いてお答えください。

なお、緊急車両（消防車・救急車）は、道路交通法に基づき赤色灯をつけ、サイレンを鳴らして走行しなければならないとされています。ご理解ください。

火災や病院の問い合わせは、119番をダイヤルしないで下記の番号に電話をしてください。

◆火災問い合わせ

TEL. 0295-53-1151（テレホンサービス）

▶ 医療機関案内

◎茨城県おとな救急電話相談 受付24時間365日

医療機関のご案内、急な病気に関するご相談を受け付けています

プッシュ回線 #7119

全ての電話から 050-5445-2856

◎茨城県子ども救急電話相談 受付24時間365日

医療機関のご案内、急な病気に関するご相談を受け付けています

プッシュ回線 #8000

全ての電話から 050-5445-2856

◎茨城県救急医療情報システム

受診日時・地域・診療科目から受け入れ可能な医療機関を探すことができます。

<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/WPO101/RPO10101BL.do>



◎鹿嶋市夜間小児救急診療所

電話 0299-82-3817

診療時間 午後8時～午後11時
(受付午後10時45分まで)

場 所 鹿嶋市宮中1998-2

対 象 中学生以下

内 容 急な発熱に対する応急診療

◎救急告示病院・二次救急医療機関

医療法人社団三尚会 高須病院

鉾田市鉾田2570番地 TEL. 0291-33-2131

医療法人東湖会 鉾田病院

鉾田市安房1650番地2 TEL. 0291-32-3313



応急手当講習を受講しましょう

急病人、ケガ人等と遭遇した場合、救急車、医者が到着するまでの間その場に居合わせた人が、応急手当をマスターしていれば尊い生命を救うことができます。

平成16年から一般市民でもAED(自動体外式除細動器)の使用が可能となりました。市消防本部では1人でも多くの市民が正しく使用できるよう普通救命講習会の受講を促進しています。

AED(自動体外式除細動器)とは心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

当市におきましても、下記の公共施設に設置されています。(AEDは、操作方を音声ガイドしてくれますので、簡単に使用することができます。)

▶ 鉾田市公共施設AED設置一覧

区分	施設名称	利用区分	所在地	連絡先 (電話番号)	AED設置場所	設置台数	使用可能な 時期、時間等		
							時期	曜日	時間
公	鉾田市役所	庁舎	鉾田1444番地1	33-2111	1階ロビー	1	常時	平日	開庁時
公	鉾田市役所 旭市民センター	庁舎	造谷605番地3	37-1111	1階ロビー	1	常時	平日	開庁時
公	鉾田市役所 大洋市民センター	庁舎	汲上2415番地5	39-3311	正面玄関横	1	常時	平日	開庁時
公	福祉事務所	庁舎	鉾田1444番地1	33-2111	1階ロビー	1	常時	平日	開庁時
公	旭東小	小学校	荒地604番地	37-0009	1階職員室前廊下	1	常時	平日	開校時
公	旭南小	小学校	縦山576番地16	37-0214	1階職員玄関入口	1	常時	平日	開校時
公	旭西小	小学校	鹿田904番地5	37-0216	昇降口	1	常時	平日	開校時
公	旭北小	小学校	田崎3852番地	37-0055	職員室	1	常時	平日	開校時
公	鉾田北小	小学校	上富田1011番地1	36-6710	児童昇降口	1	常時	平日	開校時
					体育館アリーナ入口	1	常時	平日	開校時
公	鉾田南小	小学校	畑田1059番地1	32-9333	1階職員玄関 1階プール入口	2	常時	平日	開校時
公	上島東小	小学校	汲上1734番地	39-2424	職員玄関	1	常時	平日	開校時
公	上島西小	小学校	梶山1505番地1	39-2425	1階保健室前	1	常時	平日	開校時
公	白鳥東小	小学校	上沢14番地	39-2314	保健室(昇降口横)	1	常時	平日	開校時
公	白鳥西小	小学校	札925番地	39-3004	1階職員女子トイレ前の壁	1	常時	平日	開校時
公	旭中	中学校	造谷863番地5	37-0030	職員室入り口(西側)	1	常時	平日	開校時
					体育館エントランス	1	常時	平日	開校時
公	鉾田北中	中学校	上富田1011番地1	36-2814	1階職員玄関	1	常時	平日	開校時
					体育館エントランス	1	常時	平日	開校時
公	鉾田南中	中学校	鉾田1469番地1	32-2757	職員玄関	1	常時	平日	開校時
					体育館エントランス	1	常時	平日	開校時
公	大洋中	中学校	大蔵1337番地1	39-3231	職員玄関	1	常時	平日	開校時
					体育館エントランス	1	常時	平日	開校時
公	旭幼稚園	幼稚園	玉田1047番地21	37-1047	保健室	1	常時	平日	開園時
公	鉾田北幼稚園	幼稚園	舟木211番地9	34-3737	職員室	1	常時	平日	開園時
公	鉾田幼稚園	幼稚園	鉾田1411番地3	33-3344	玄関エントランス	1	常時	平日	開園時
公	つばさ幼稚園	幼稚園	上沢938番地18	39-2580	プレイルーム入口	1	常時	平日	開園時
公	環境学習施設(エコハウス)	その他	安塚先	33-4433	自然観察室	1	常時	常時	開館時
公	鉾田中央公民館	公民館	鉾田1444番地1	33-2030	1階ロビー	1	常時	常時	開館時
公	鉾田市立旭公民館	公民館	造谷1141番地3	37-1118	1階ロビー	1	常時	常時	開館時
公	鉾田市立大洋公民館	公民館	汲上2601番地	39-3305	1階ロビー	1	常時	常時	開館時
公	鉾田市立図書館	その他	鉾田1444番地1	33-2020	1階カウンター内	1	常時	常時	開館時
公	旭スポーツセンター	運動施設	田崎616番地6	37-2699	体育館 1階 ロビー	1	常時	常時	開館時
公	生涯学習館 (とくしゅくの杜)	その他	徳宿1261番地1	36-6900	学習・展示棟事務室	1	常時	常時	開館時
					スポーツライミング センター内	1	常時	常時	開館時



施設		利用 区分	所在地	連絡先 (電話番号)	AED設置場所	設置 台数	使用可能な 時期、時間等		
区分	施設名称						時期	曜日	時間
公	鉾田総合公園	運動施設	当間2331番地4	33-3340	体育館エントランス	1	常時	常時	開園時
					管理事務所1階ロビー	1			
公	くぬぎの森スポーツ公園	運動施設	上沢1029番地1	39-7255	事務所玄関	1	常時	常時	開園時
公	第一保育所	保育所	塔ヶ崎918番地	32-3067	玄関エントランス、 遊戯室	2	常時	平日	開所時
公	第二保育所	保育所	鉾田148番地	32-3697	玄関エントランス	1	常時	平日	開所時
公	鉾田南児童クラブ	その他	鉾田986番地	32-3697	玄関エントランス	1	常時	平日	開校時
公	鉾田保健センター	保健センター	鉾田1443番地	33-3691	1階ロビー	1	常時	平日	開庁時
公	大洋保健センター	保健センター	汲上2600番地4	39-4866	1階ロビー	1	常時	平日	開庁時
公	旭保健センター	保健センター	造谷605番地3	37-1411	1階ロビー	1	常時	平日	開庁時
公	ほっとパーク鉾田	温泉	当間220番地	34-1211	1階エレベーター脇	1	常時		開館時
公	とっぷ・さんて大洋	温泉	上幡木1500番地2	39-6500	1階フロント脇	1	常時		開館時
公	鹿島灘海浜公園	その他	大竹390番地	34-1010	休憩棟(レストラン内)	1	常時		開園時
公	鉾田クリーンセンター	その他	串挽2126番地	32-4187	事務室内	1	常時	平日	開庁時
公	老人福祉センター ともえ荘	その他	当間228番地	32-5831	1階ロビー	1	常時		開館時



住宅用火災警報器の設置が義務です！

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。
設置場所は、寝室（必須）と階段の天井または壁面（寝室が2階等にある場合）です。

▶ 火災は早期発見が大切

住宅火災で死に至った原因の第一位は「逃げ遅れ」です。
住宅用火災警報器を設置することでいち早く火災の発生に気づき、行動がとれます。

▶ 住宅用火災警報器は取付カンタン

住宅用火災警報器は消防用設備取扱店やホームセンター、電気量販店などで取り扱っており簡単に取り付けられる電池式の製品もあります。

購入時には、日本消防検定協会の「検定合格表示」の付いたものを設置してください。

定期的に点検ボタンを押すか、点検ひもをひっぱり作動確認をし、家族で火災時の警報音を聞いてみましょう。

住宅用火災警報器の電池の寿命は概ね10年が目安です。10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化し、火災を感知しなくなる事が考えられるため本体の交換を推奨しています。

▶ 高齢者を守る

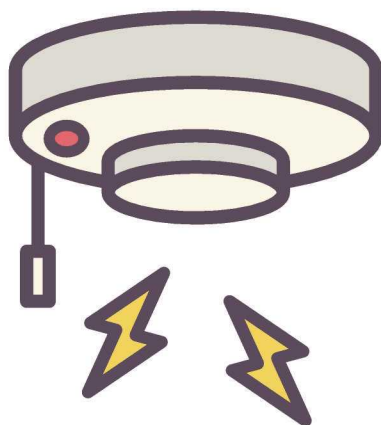
住宅火災による死者数のうち、約73.6%が65歳以上の高齢者です。（令和元年中総務省消防庁資料）
高齢者だけのお宅は特に注意しましょう。

▶ 悪質な訪問販売に注意

消防職員が一般住宅を訪問し、住宅用火災警報器を販売することは絶対にありません。

これらの職員等を装った悪質な訪問販売等にはご注意ください。

住宅用火災警報器はクーリング・オフ対象商品です。契約日を含む8日以内は契約の解除ができます。





土地・住まい・道路

都市計画

問合せ 都市計画課 TEL.36-7754

▶ 宅地開発

市内で、建築等の目的で1,000㎡以上3,000㎡未満の土地の区画形質の変更を行うときは、あらかじめ市長の確認を受ける必要があります。

▶ 開発許可

市内で、建築等の目的で3,000㎡以上の土地の区画形質の変更を伴う事業を行うときは、あらかじめ許可を受ける必要があります。

適用事業、申請手続きについて詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

※土地の区画形質の変更の例

- 道路、水路などによって土地の区画割りをすること
- 高さ1mを超える盛土、2mを超える切土をすること
- 宅地以外（農地、山林など）の土地を宅地として利用すること

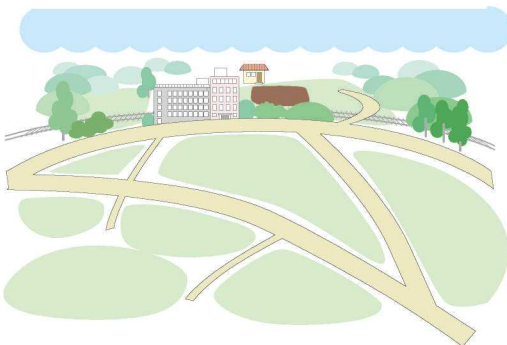
▶ 土採取事業

市内で、土を採取する一団の土地の面積が1,000㎡以上、または採取する土の量が2,000㎡以上の土採取事業を行うときは、あらかじめ届け出をする必要があります。

▶ 土地開発承認

建築物を伴わない1ヘクタール以上の土地開発事業を行うときは、開発区域とその周辺地域の災害を防止し、自然の保護と環境の保全を図るため、土地開発事業の工事を行う場合には、その設計内容について市長の承認を受ける必要があります。

例) 太陽光発電施設、資材置き場、無蓋(むがい)駐車場等



建築

問合せ 都市計画課 TEL.36-7754

▶ 建築確認申請の手続き

建築工事を着手する前に、建築確認申請書を特定行政庁（茨城県鹿行県民センター建築指導課）、または民間の指定確認検査機関に提出し、確認を受ける必要があります。

なお、特定行政庁へ申請する場合は、都市計画課が受付窓口となります。

▶ 住宅の耐震診断および耐震改修

- 住宅の耐震化を促進するため、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅を対象に、耐震診断や耐震改修の補助を行っています。
- 住宅の所有者で、市税の滞納がない方が対象となります。
- 対象住宅、申込方法等について詳しくは都市計画課建築係までお問い合わせください。

▶ 空き家

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、空き家の立入調査を行い、管理不全の「特定空き家」について、助言・指導等が行えるようになりました。詳しくは都市計画課建築係までお問い合わせください。

〈 広告 〉

最適な暮らしへの提案 at home 加盟店

購入 売却 賃貸 管理

・戸建（新築・中古）・アパート、マンション

鉾田市の不動産のことならご相談ください！

オーシャンリアルティ 株式会社

営業時間 9:00～17:00
定休日 年末年始

オーシャンリアルティ株式会社 **検索**

鉾田市安塚669-5 ☎0291-33-5000
FAX 0291-32-6348

▶ 市営住宅

市には、串挽地区に82戸の市営住宅があります(令和3年4月1日現在)。

空室が出た場合、市広報に掲載して入居者を募集します。なお、申し込みについては、空室の有無にかかわらず都市計画課で随時受け付けています。

申し込みには入居資格があり、市内に住所または勤務場所があること、市町村税を滞納していないことや一定の収入基準にあてはまること等の要件を満たす必要があります。

入居資格等について詳しくは都市計画課建築係までお問い合わせください。

▶ 危険ブロック塀等の撤去

- 老朽化したブロック塀などは、災害時に倒壊による緊急車両の妨げや通行者に被害を及ぼす恐れがあるため、このような危険なブロック塀などの撤去を行う所有者に対し、補助を行っています。
- ブロック塀等の所有者で、市税に未納がない方が対象となります。
- 対象となるブロック塀等や申込方法などについて詳しくは都市計画課建築係までお問い合わせください。

住宅取得等支援

問合せ まちづくり推進課 TEL.36-7154

▶ 銚田市移住定住促進助成金

市内に定住を目的として新たに住宅を取得した世帯に対し銚田市移住定住促進助成金を支給します。

対象者

- (1) 取得した住宅の所有者で、申請時の4月1日現在で40歳未満であること。
- (2) 対象住宅の所在地に住民登録をしていること。
- (3) 取得費用が500万円以上(中古物件を含む)であること。
- (4) 専用住宅または併用住宅の場合は居住の用に供する部分が総面積の1/2以上のもの。
- (5) 4月1日から翌年3月31日までの間に、住宅を取得し建物の所有権または移転が完了していること。
- (6) 対象住宅への居住者に市税等の滞納がないこと。
- (7) 助成金交付の決定日から5年以上定住する意思を有していること。

助成額 限度額50万円

○住宅取得助成金

- 市外転入世帯 20万円

- 市内定住世帯 10万円

次の条件に該当する方に対して、助成金を加算します。

○子育て助成金

世帯に属する16歳未満の子ども1人につき5万円

※但し、15歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者

○三世帯同居等助成金

子育て世帯に該当する方の父母が、同一世帯または同一敷地等にある住宅に居住している場合 10万円

○銚田市空家バンク登録物件助成金

市空家バンクに登録されている住宅を取得した場合 10万円

申請方法

銚田市移住定住促進助成金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、要綱で定められた期間内に申請してください。

▶ 銚田市わくわく茨城生活実現事業助成金

東京23区内に在住または、東京圏在住で23区内に通勤する方が、銚田市に移住し、移住支援金の対象とする就業先としてマッチングサイトに掲載している求人へ就職した方を対象に移住支援金を支給します。

対象者

- 銚田市に転入し、移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内であること。
 - 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
 - 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、若しくは住民票を移す直前に1年以上、東京23区内に住んでいたまたは東京圏に住んでいて東京23区内へ通勤していたこと。
- ※その他にも要件がありますので、まちづくり推進課までご相談ください。

支給額

- 単身世帯 60万円

- 2人以上世帯 100万円

申請方法

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、要綱で定められた期間内に申請してください。



道路

問合せ 道路建設課 TEL.36-7671

▶ 道路に穴や陥没等を見つけたとき

道路に穴や陥没等を見つけたときはご連絡ください。
国道・県道については下記の道路管理者へご連絡をお願いします。
(ご不明の場合は道路建設課へご連絡ください)

道路管理者

道路の種類	管理者	電話番号
国道51号	国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所 鹿嶋国道事務所	0299-82-1509
国道354号 主要地方道、県道	茨城県鉾田工事事務所 (道路管理課)	33-2143
市道	道路建設課	36-7671

▶ 道路上に張り出している樹木伐採のお願い

所有している土地に植えてある樹木について、道路への張り出しがないように、適切な管理をお願いします。車道や歩道に張り出している樹木に起因して、車輛や歩行者に事故が発生した場合、当該樹木の所有者が責任を問われる場合があります。

作業にあたっては、通行車輛や自転車、歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。

なお、電線や電話線などがある場所で作業を行う際には、事前に東京電力やNTTなどにご連絡ください。

- 電線について 東京電力茨城カスタマーセンター
TEL. 0120-995-332
- 電話線について NTT東日本
TEL. 0120-444-113

▶ 市道から敷地への出入りに伴う工事等

市道から敷地へ出入りするため、路肩や歩道を工事したいとき、ガードレールや縁石を撤去して出入口にしたいときなどは道路工事施行承認申請書を提出し、市の承認を受けてから工事を行ってください(費用は自己負担)。

▶ 市道との境界確認

所有されている土地と市道との境界を明確にしたいときは、市道との境界確認を行う必要があります。

境界立会申請書等を提出し、土地家屋調査士等に依頼し、境界の画定を行ってください(費用は自己負担)。

農地の売買・貸借や転用について

問合せ 農業委員会事務局 TEL.36-7940

農地を売買、貸借する場合、または宅地などに転用する場合は、農業委員会への申請が必要です。ご自身の農地を農地以外に使用する場合も同様です。

(1) 農地法第3条

農地を農地として、農業の経営規模拡大等の理由により耕作する目的で取得・貸借するものです。

(2) 農地法第4条

自分の農地を、住宅建築などの理由により、農地以外に転用し使用するものです。

(3) 農地法第5条

農地を農地以外の目的で取得・貸借するものです。

※農地に土を入れる等の行為をする場合は、農地改良協議が必要になります。

申請メキ日 毎月10日

※10日が土・日・祝日にあたる場合は翌開庁日まで

※申請に際しましては、許可要件等もございますので事前にご相談ください。

農業者年金について

問合せ 農業委員会事務局 TEL.36-7940

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方なら加入できます。

(1) 少子高齢化時代に強い年金です。

ご自身が積み立てた保険料とその運用益により、将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。

(2) 保険料の額は、自由に決められます。

積立方式で、月額最低20,000円から最高67,000円まで、千円単位で保険料を自由に選択できます。

(3) 公的年金ならではの、税制上の優遇措置があります。

保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、年金給付についても公的年金等控除の対象となります。

(4) 80歳までの保証がついた終身年金です。

加入者、受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取るはずであった年金を遺族に支給します。

(5) 農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助＝一定の要件)があります。



情報提供・窓口相談

公共施設

(市外局番0291)

市役所等

施設名	所在地	電話番号
銚田市役所	銚田1444-1	33-2111
旭総合支所	造谷605-3	37-1111
大洋総合支所	汲上2415-5	39-3311
水道事務所	塔ヶ崎790-2	32-4333
銚田消防署	安房1418-15	34-0119
旭出張所	玉田1043-3	34-4119
大洋出張所	大蔵1335-5	34-5119

健康・福祉

施設名	所在地	電話番号
銚田市福祉事務所	銚田1444-1	32-5183
銚田保健センター	銚田1443	33-3691
旭保健センター	造谷605-3	37-1411
大洋保健センター	汲上2600-4	39-4866
第一保育所	塔ヶ崎918	32-3067
第二保育所	銚田148	32-3697

文化・生涯学習

施設名	所在地	電話番号
銚田中央公民館	銚田1444-1	33-2030
旭公民館	造谷1141-3	37-1118
大洋公民館	汲上2601	39-3305
銚田市生涯学習館 (とくしゅくの杜)	徳宿1261-1	36-6900
銚田市立図書館	銚田1444-1	33-2020

公園等

施設名	所在地
根崎児童公園	新銚田1丁目7番地4
谷中児童公園	新銚田2丁目4番地1
宮下公園	新銚田西2丁目7番地9
川崎公園	新銚田西2丁目1番地1
親水公園	新銚田西1丁目1番地6
鹿島灘海浜公園	大竹390番地
西台公園	飯名474番地7
安塚公園	安塚地先
白塚ふれあい公園	白塚681番地24

体育施設

施設名	所在地	電話番号
銚田総合公園	当間2331-4	33-3340 (体育館)
旭スポーツセンター	田崎616-6	37-2699 (体育館)
くぬぎの森 スポーツ公園	上沢1029-1	39-7255 (太陽のいえ)
銚田南柔剣道場	銚田1469-1	37-4342
大洋武道館	大蔵1338-1	39-7255 (太陽のいえ)
大洋体育館	大蔵1338-1	
大洋運動場	大蔵217-1	
中居運動場	中居1480-1	
スポーツライミング センター (とくしゅくの杜)	徳宿1261-1	36-6900

教育施設

施設名	所在地	電話番号
旭幼稚園	玉田1047-21	37-1047
銚田北幼稚園	舟木211-9	34-3737
銚田幼稚園	銚田1411-3	33-3344
つばさ幼稚園	上沢938-18	39-2580
旭東小学校	荒地604	37-0009
旭南小学校	縦山576-16	37-0214
旭西小学校	鹿田904-5	37-0216
旭北小学校	田崎3852	37-0055
銚田北小学校	上富田1011-1	36-6710
銚田南小学校	畑田1059-1	32-9333
上島東小学校 (令和4年3月閉校予定)	汲上1734	39-2424
上島西小学校 (令和4年3月閉校予定)	梶山1505-1	39-2425
白鳥東小学校 (令和4年3月閉校予定)	上沢14	39-2314
白鳥西小学校 (令和4年3月閉校予定)	札925	39-3004
大洋小学校 (令和4年4月開校予定)	上沢922-1	
旭中学校	造谷863-5	37-4581
銚田北中学校	上富田1011-1	36-5375
銚田南中学校	銚田1469-1	32-5907
大洋中学校	大蔵1337-1	39-9154
銚田学校給食センター	安塚1962-1	34-9077



余暇活用施設

ほっとパーク銚田

入館時間 午前10時～午後9時
(最終受付 午後8時30分)

休館日 毎週水曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始
※諸事情により、臨時休館日を設ける場合や営業時間を変更する場合がございます。

電話番号 34-1211

とっぷ・さんて大洋

入館時間 午前10時～午後9時
(最終受付 午後8時30分)

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末
※諸事情により、臨時休館日を設ける場合や営業時間を変更する場合がございます。

電話番号 39-6500

相談ごと

特設人権相談

子どものいじめ・虐待・地域差別・嫌がらせ・家庭内問題等
人権にかかわる問題でお困りの方の相談をお受けします。
詳細については、市広報でお知らせします。

申込方法 当日会場へおいでください。(予約不要)

電話番号 社会福祉課 36-7920

消費生活相談

銚田市消費生活センターでは商品やサービスなど消費者生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を無料で受付け、公正な立場で相談の解決に努めています。

対象者 市内に住所を有する方

相談方法 銚田市消費生活センターへお問い合わせください。

相談時間 午前9時～正午、午後1時～5時
(土日、祝日、年末年始を除く)

電話番号 33-2992

銚田市地域職業相談室

銚田市地域職業相談室は、ハローワーク常陸鹿嶋と銚田市が共同で運営しています。相談は無料です。

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時
(土日、祝日、年末年始を除く)

場所 銚田市銚田1367-3(銚田合同庁舎1階)

相談方法 直接、相談室にお越しください。

行政相談

行政相談は、行政などへの意見、要望を受け付け、公正中立の立場から、その解決や実現を促進するものです。秘密は堅く守られます。

行政相談の開催場所、開催日時等は、市報でお知らせします。

申込方法 当日会場にお越しください。(予約不要)

費用 無料

※行政相談委員は、自宅で随時相談をお受けしています。

電話番号 政策秘書課 36-7151

市内空家等に関する相談

空家等に関する様々な相談(空家等の情報、適切な管理の方法、賃貸や売却など利活用の方法等)について受け付けております。

お気軽にご相談ください。

電話番号 都市計画課 36-7754



女性に対する暴力 相談窓口

一人で悩まないで。各機関では、さまざまな女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。
早めの相談が問題解決への第一歩です。

配偶者からの暴力についての相談

- 全国の配偶者暴力相談支援センター
- 各都道府県警察または各警察署の相談窓口

いわゆるAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等についての相談

- 相談内容に応じて様々な窓口があります。

人身取引に係る被害についての相談

- 各都道府県警察または各警察署の相談窓口
- 全国の地方入国管理局、同支局または出張所
- 各都道府県の婦人相談所

つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談

- 各都道府県警察または各警察署の相談窓口
- 各都道府県の婦人相談所
- 各都道府県の男女共同参画センター

性犯罪に係る被害や捜査に関する相談

- 性犯罪被害相談電話《#8103(ハートさん)》

売春強要などについての相談

- 各都道府県警察または各警察署の相談窓口
- 各都道府県の婦人相談所

職場におけるセクシュアルハラスメントについての相談

- 各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談

- 全国の法務局、地方法務局およびその支局の人権相談窓口

この他にも、国(総務省の行政相談窓口)、都道府県、市町村の相談機関、相談窓口や民間機関などがあります。



【参考ホームページ等】

内閣府男女共同参画局

<http://www.gender.go.jp/>

配偶者暴力被害者
支援情報



配偶者暴力相談
支援センター



DV相談ナビ ^{は れ れ ば} **#8008**



DV相談プラス
0120-279-889



性犯罪・性暴力
被害者支援情報



性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

^{はやくワンストップ}
#8891



いわゆるAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関
する啓発サイト



性暴力SNS相談
「Cure Time (キュアタイム)」



警察庁

<https://www.npa.go.jp/>

各都道府県警察の
犯罪被害相談窓口



ストーカー被害防止
ポータルサイト



警察相談専用電話
#9110

性犯罪被害相談電話
(全国共通)
^{ハートさん}
#8103



法務省

<http://www.moj.go.jp/>

女性の人権ホットライン(全国共通) **0570-070-810**

外国語人権相談ダイヤル(全国共通) **0570-090-911**

日本司法支援センター(法テラス)



インターネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)



法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

^{なくことないよ}
0570-079714

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/>

各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



児童虐待についての通告・相談
児童相談所虐待対応ダイヤル
(お近くの児童相談所につながります)

^{いちはやく}
189





鉾田市健康マップ【病院・医院・歯科・薬局】

なのはな薬局

お薬の宅配サービス
送迎サービス

(本店) 鉾田市縦山576-143
☎ 0291-34-4123

(宮下店) 鉾田市新鉾田西2-6-1
☎ 0291-32-8181

(新店) 鉾田市汲上3128
たきもとクリニック内
☎ 0291-34-4123
※2022年3月オープン予定

内科・外科・消化器内科・肛門内科
整形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科

医療法人 昂仁会

ハタミクリニック

■受付時間

午前9:00～12:00
午後1:00～ 5:30 (眼科は2:00～5:00)
(木曜日午前は予約のみ、午後は休診
土曜日は12:00まで)

■休診日 日曜日・祝日

鉾田1347-1 ☎0291-33-3158(代)



鬼沢ファミリークリニック

ONIZAWA FAMILY CLINIC



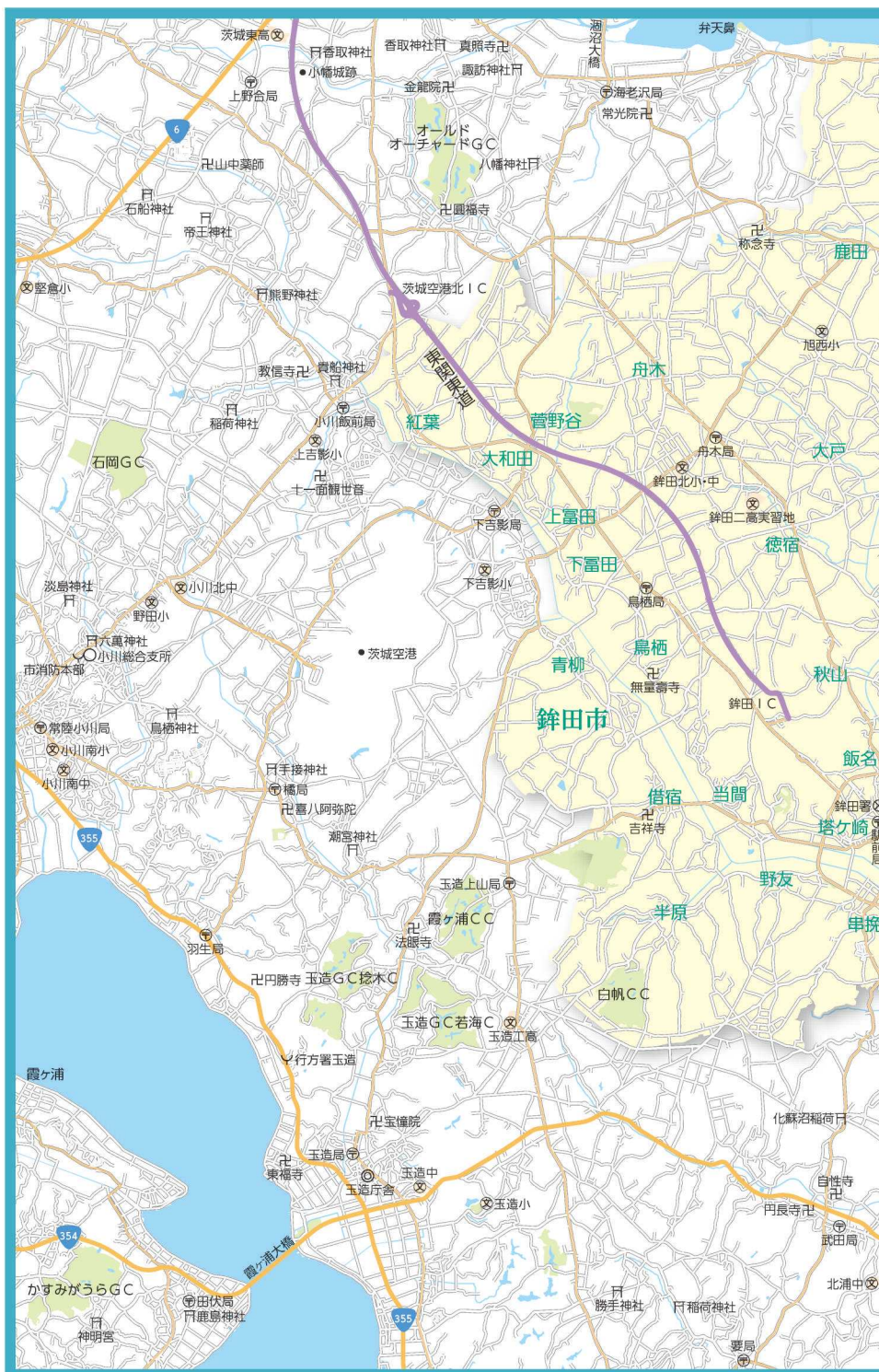
診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
14:00～17:30	●	●	●	●	●	●

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～11:30	●	●	●	●	●	●
14:00～17:00	●	●	●	●	●	●

▲松田医師勤務日(主に第一、第三水曜日)は内科診療は行っておりますが、不在日は内科も休診となります。
△小児科は筑波大学附属病院小児科医、内科は沙織医師が対応いたします。
金曜午後のみ受付は17時までとなります。

<https://onizawa-fc.com>

tel 0291-33-2555 ☎311-1517 茨城県鉾田市鉾田2119-1



生活習慣病チェック

「生活習慣病」とは、生活習慣が発症や進行に大きく関係する慢性の病気。遺伝的になりやすい人もいますが、生活習慣を見直すことでかなり予防することができます。

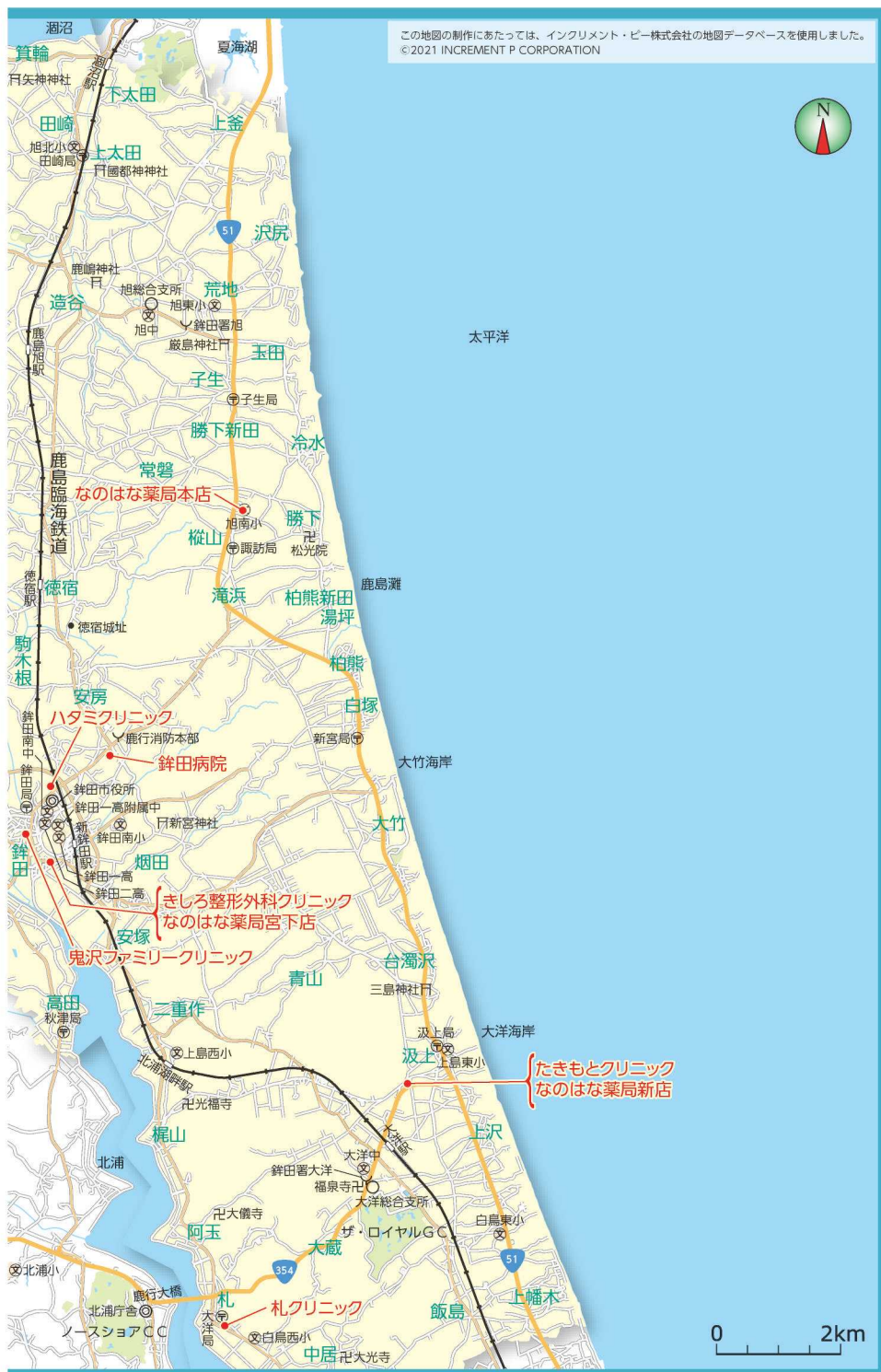
- ☐ 毎日朝食を食べている
- ☐ 1日平均7～8時間は眠っている
- ☐ 栄養バランスを考えて食事をしている
- ☐ たばこは吸わない

- ☐ 定期的に運動・スポーツをしている
- ☐ 毎日そんなに多量の酒は飲んでいない
(日本酒1合以下かビール大瓶1本以下)
- ☐ 労働は1日9時間以内にとどめている
- ☐ 自覚的なストレスはそんなに多くない

守っている健康習慣の数が健康習慣指数
7～8▶良好 5～6▶中庸 0～4▶不良

HEALTH
ADVICE





いつもと違う頭痛

HEALTH ADVICE

今までに経験したことのないような激しい頭痛で嘔気、嘔吐を伴う場合は、くも膜下出血の可能性があります。即刻、専門の医療機関での受診が必要です。また、高熱や麻痺を伴ったり、呂律困難となった場合も、直ちに医療機関に相談してください。一瞬のためらいが手遅れをもたらす可能性があります。



救急・労災指定

内科・外科・整形外科・眼科
脳神経外科・小児科・皮膚科・耳鼻咽喉科
漢方内科・泌尿器科・循環器内科
リハビリテーション科・消化器外科

医療法人 東湖会 銚田病院

銚田市安房 1650-2

TEL 0291-32-3313 (代)

<https://www.toukokai.com/hokota>

医療法人 攻理会 さしる整形外科クリニック



診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00 ~ 13:00	○	○	○	○	○	○	○	○
15:00 ~ 18:30	○	○	○	○	○	○	○	○

【休診日】 木曜、土曜午後、日曜、祝日、年末年始、お盆
銚田市新銚田西 2-6-1
新銚田駅 徒歩 7 分 ☎0291-33-2136

たきもとクリニック

内科/循環器内科/呼吸器内科 夜間外来実施
小児科/リハビリテーション科

休診日/木曜日午後・日曜・祝日

☎0291-39-5550

銚田市汲上3128 FAX 0291-39-2048

札クリニック

内科/外科/循環器内科/消化器内科
呼吸器内科/リハビリテーション科

休診日/第1・3・5土曜午後・日曜・祝日

第2・4土曜日

☎0291-34-5555

銚田市札622-2 FAX 0291-34-5558



肥満チェック

肥満かどうかの目安

肥満の判定は、BMI(体格指数)という指標で行うのが一般的。BMI指数は「右表」の計算式で求めます。生活習慣病の発症率から見た理想のBMIは「22」。これが男女ともに病気が一番少ない体格とされています。BMIが「25」以上になると「肥満」と判断され、病気が増えてくるので、危険ゾーンと考えるべきです。

なお、BMI指数が25以上あって、女性でウエスト(おへその位置)が90cm以上、男性で85cm以上あると、内臓肥満の可能性が非常に高くなっています。少しでも早めに生活を改善し、病気の予防につとめましょう。

BMI指数
の求め方

BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

身長172cm、体重70kgの場合
70 ÷ 1.72 ÷ 1.72 = 23.66

BMI指数
基準値

BMI指数	判定
18.5未満	やせ
18.5 ~ 25未満	標準
25 ~ 30未満	肥満
30以上	高度肥満

※BMI18.5未満の「やせ(低体重)」と判断される場合も、病気などのリスクが高くなります。



一般社団法人 鹿島医師会

ごあいさつ

鹿嶋市を中心に、銚田市、神栖市3市が手を携え、地域の皆様方が安心して医療を受けられるよう、鋭意努力しているところです。特に救急医療に係わる中核病院には多大な負担をかけながらも、医療機関の連携を図りつつ、住民サービスを心がけております。

その他、准看護学院における看護師養成、休日診療、予防接種、産業医派遣、また委託事業として、鹿嶋市夜間小児救急診療所の運営、小規模事業所に働く従業員の健康管理を鹿行地域産業保健センターが行い、広く地域に根ざした活動を展開しております。

今後とも、皆様方のより一層の健康増進の一助となれば幸いです。

鹿嶋市夜間小児救急診療所

診療日	毎日
診療時間	20:00～23:00(最終受付22:45)
場所	鹿嶋市教育センター内(鹿嶋市宮中1998-2)
電話番号	0299-82-3817
対象	中学生以下
診療内容	急な発熱などに対応する応急診療
持参するもの	健康保険証、受給者証(マル福受給者)
休診日	なし



お問い合わせは、『鹿嶋市保健センター』までお願いします。

TEL.0299-82-6218

鹿行南部地域夜間初期救急センター

鹿島医師会・水郷医師会・地元開業医の協力のもと、鹿行南部地域(潮来市・鹿嶋市・神栖市)における日曜日の夜間、急な発熱や腹痛、切り傷など、軽傷な救急患者の診療に対応します。

診療日	毎週日曜日 12月29日～1月3日は除く
診療時間	19:00～22:00(最終受付21:45)
場所	神栖済生会病院内(神栖市知手中央7-2-45)
専用電話	0299-77-9900
対象	高校生以上

※健康保険証・お薬手帳(お持ちの方)をご持参下さい。

休日の日中は休日当番医を、中学生以下の方は、夜間小児救急診療所(鹿嶋市)をご利用ください。なお、現在、コロナ対応の為、休診中です。

一般社団法人 鹿島医師会

〒314-0031 茨城県鹿嶋市宮中1998番地2 TEL.0299-82-7270





銚田市歯科医師会

銚田市民の皆様へ銚田市歯科医師会からのごあいさつ

銚田市歯科医師会会長 石崎 雄司

銚田市歯科医師会は、市民の皆様の口腔機能の維持・管理を主に健康の増進につとめてまいります。

銚田市歯科医師会の主な活動

- 1歳6ヶ月健診
- 2歳児母子歯科健診
- 3歳児健診
- 成人歯科検診
- 学校歯科検診(保育所・保育園・幼稚園を含む)
- マタニティ歯科健診



平成元年に提唱されました“8020運動”から30年が経過した現在、当初5%にも満たなかった80才で20本の自分の歯でという目標が、今では達成者が50%以上になった実績があります。県民の皆様にもその理念への理解が深まり、乳幼児から高齢者まで各ステージに応じた健康教育の実践を含め、その重要性が認識されるとともに、近年、歯・口腔(噛むことの大切さ)が全身の健康、生活の質(QOL)を高めるとの立場から、口腔機能の向上へ向けた取り組みが求められ、歯科医療従事者・行政・関係団体とも連携を取りながら事業を進めています。

銚田市歯科医師会



銚田薬剤師会

薬剤師の主な活動

1.薬物乱用に関する啓発防止の取組み	麻薬や覚せい剤に関する説明や乱用事例、統計データなど薬物乱用に関する相談窓口を紹介しております。
2.健康教室の講師派遣	ベストライフ医薬品適正使用推進事業（茨城県委託）で健康教室への講師派遣を行い、経験豊富な薬剤師が、難しい薬の話をわかりやすく解説します。
3.ヘルシースポット	国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を目指して、整備を図る総合的・継続的な健康づくり県民運動の促進と講師派遣。
4.学校薬剤師の活動	幼稚園・小学校・中学校・高校に学校薬剤師として非常勤で勤務しています。子供達の健康・生活環境を守るため医薬品の管理はもとより水質検査・空気検査・照度検査等を含む公衆衛生についても指導しています。
5.薬と健康の週間	医薬品と薬剤師の役割に関する正しい知識の普及を図ることを目的とした週間。
6.介護保険制度について	介護の現場で、より安全な薬物治療をサポートするため患者宅を訪問させていただいています。介護認定審査会委員として協力しています。

銚田市の身近な薬局・薬店

薬局名	所在地	TEL	FAX
さわやか薬局	銚田市銚田2475	0291-34-2088	0291-34-2066
なのはな薬局	銚田市縦山576-143	0291-34-4123	0291-34-4133
ほこた薬局	銚田市安房1650-4	0291-33-4608	0291-33-4614
石津薬局汲上店	銚田市汲上3119-1	0291-39-3678	0291-39-5816
ななせ薬局	銚田市銚田2116-3	0291-37-6770	0291-37-6771
中根薬局舟木店	銚田市舟木202-40	0291-36-5488	0291-36-5503
土子薬局	銚田市銚田1531-2	0291-32-2506	
フダ調剤薬局	銚田市札616-2	0291-34-5113	0291-34-5114
なのはな薬局宮下店	銚田市新銚田西2-6-1	0291-32-8181	0291-32-8182





鉾田市商工会

商工会の目的・事業内容のご紹介



商工会は主として市町村における商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、法律に基づき設立された「特別認可法人」です。商工会は、全国の市町村に1,700余りが設立されており、商工業者の経営支援や地域の活性化を図るためのさまざまな活動(下記参照)を行っています。商工会は、経営改善普及事業と地域総合振興事業を行っています。



■ 経営改善普及事業

商工会が行っている「経営改善普及事業」とは、小規模企業の経営や技術の改善発達を図るための事業で、経済産業大臣の定める資格を持つ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や指導に従事するとともに、商店街の近代化や創業支援事業など、地域の活性化のために様々な取り組みを行っています。

■ 経営指導

商工会では、経営のことでお悩みの方みなさまに対し、窓口にて経営指導員や記帳専任職員が適切なアドバイスを行っています。その他にも、定期的にみなさまの地域を回る巡回指導も行っています。

また、法律や税金などの専門家がみなさまのご相談を承りますので、気軽に商工会にご相談ください。

■ 金融指導

商工会ではみなさまの経営をより安定、向上させるために、金融や信用保証に関する相談や斡旋などを行っています。事業資金にお悩みの方は、気軽に商工会にご相談ください。

■ 税務・経理指導

商工会では、税金の各種控除を知りたい、青色申告制度ってなに?など、みなさまのお悩みに対し、帳簿のつけ方から決算、申告の仕方まで適切なアドバイスを行っています。決算や申告期には、税理士の資格をもった方が、みなさまの専門の相談員として無料の税務相談に応じています。また、コンピュータによる記帳代行によって元帳作成など面倒な記帳業務をあなたに代わってスピーディに処理します。

■ 労務指導

商工会では、みなさまの企業にお勤めの従業員の福利厚生のために、社会保険、労働保険、退職金などについて、ご相談にのり適切なアドバイスをしています。

■ 地域(まち)づくり

商工会では、地域(まち)の発展のために、地域(まち)の活性化に努力しています。

■ 地域総合振興事業

商工会は、地域の「総合経済団体」また中小企業の「指導団体」として、豊かな地域づくりと商工業の振興のために、様々な地域振興事業に取り組んでいます。

■ 講習会・研修会

商工会では、経営者のみなさまにとって、必要な知識や技術などに関する情報を提供するために、各種講習会や研修会等を開催しています。

■ マル経資金融資

商工会では、小規模事業者の経営改善等に役立てていただくことを目的として実施されている無担保・無保証人・低利の国の融資制度を紹介しています。ご利用いただける方は、常時雇用する従業員が商業・サービス業では5人以下、製造業等では20人以下であること、商工会の経営指導を原則として6ヶ月以上受けていることなどの要件を満たした方です。他にも、小規模企業に有利な融資制度を紹介しております。詳しくは商工会にご相談ください。

■ 専門指導

商工会では、みなさまのニーズにお応えするために、様々な分野の専門家の派遣を行っています。

■ エキスパートバンク

商工会では、専門的知識や技術面で困っている小規模企業に対し、専門家を派遣して適切な指導助言を行っています。

■ 共済・保険制度

商工会では、みなさまのために安心、有利な各種の共済、保険制度をご用意しております。

■ 創業支援事業

創業予定者や新分野への進出などを志す起業家のために、新たな事業分野開拓のための幅広い支援を行っています。新規開業の促進や過疎地域における雇用機会の創出等を図るための事業です。

■ イベントの開催

地域活性化を図るために、イルミネーション事業、青年部の中心市街地イベントなどを開催しています。また、鉾田市の主催事業にも共催し、積極的に参加、協力しています。

鉾田市商工会

〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田2482-1 TEL.0291-32-2246 FAX.0291-33-6708

<http://www.hokota-shoko.jp/>



リフォームの基礎知識 ①



リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。



Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。
見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？



リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q 満足いくリフォームのポイントとは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。



新築、リフォーム、水まわり、
お家のことならなんでも
ご相談ください！

田山工務店

特定化学物質作業主任者
住宅省エネルギー施工主任者

建設業許可番号34300号

〒311-1513
鉾田市大竹2376-5

TEL/FAX 0291-32-6114
090-2237-5140

点検・見積無料！

株式会社 日本瓦工事業連盟 加盟店

瓦 工事 しっくい工事 雨もり相談

ふき替え 雨どい 板金屋根

一級技能士・屋根工事技士・屋根診断技士
茨城県知事許可(般-02)第37063号

山口瓦工業

鉾田市徳宿171

TEL 0291-36-3588
(携帯) 090-7846-3963

品質の良い建物
満足する住宅

やすらぎの家

茨城営業所内に
展示場・ミニショールームあり

新築 リフォーム 注文住宅

住みよい家づくり 総合建築請負・設計・施工

F.K 舟木建設株式会社

【本社】鉾田市舟木75-13 TEL.0291-36-2613
【茨城営業所】茨城町小幡2761-79 TEL.029-291-1022

HP <http://www.funakikensetu.com> MAIL info@funakikensetu.com





万ーに備えて、住まいの講座

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです

快適な住まいづくりを応援します! 家族みんなが 住みやすい家づくり

総合建築・設計・施工・リフォーム

道 飯島ハウジング

茨城県知事許可(般-31)第34736号

銚田市大竹1061

☎0291-33-4739
【携帯】090-4428-3899

リフォームについてお気軽にご相談ください

住まい造りのお手伝い

株式会社 **佐々木建設**

銚田市鹿田1328-2

TEL:0291-37-0255
FAX:0291-37-0700
E-mail:k-sasaki0255@tuba.ocn.ne.jp

株式会社 松本工業

外構 土木工事 一式

おまかせください

〒311-1501 銚田市舟木221-35
TEL.0291-36-5511
FAX.0291-36-3020

お見積りは無料です。お気軽にご相談ください

うちのこともなら **お任せください!**

業務内容

- 新築・リフォーム工事
- 一般建築・土木工事

若林建築

〒311-1523 銚田市串挽887-165
TEL.0291-33-4159

お家のことならおまかせください

リフォーム
新築
建築 飯金

食料品 雑貨 カモノ 建築資材

佐伯商店

銚田市上富田1430(銚田北小前)

☎0291-36-3061

塗装 防水 リフォーム

小さな工事から
大きな工事まで
おまかせください!

株式会社 川崎塗装工業所

〒311-1517 銚田市銚田614-2

お問合せ▶▶ ☎0291-32-3324
✉kpaint@juno.ocn.ne.jp

屋根工事一式請負

茨城県知事許可第31035号

池田瓦工業

お見積無料!お気軽にご相談ください

銚田市串挽742 TEL 0291-33-3218
FAX 0291-33-3639



リフォームの基礎知識 ②



住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



建築工事：新築（和・洋）・リフォーム・リノベーション
エクステリア：外構・ガレージ・カーポート・サンルーム
水道工事：キッチン・トイレ・洗面所・浴室・ボイラー
土木工事：コンクリート・ブロック・フェンス・土留め・解体

大内工務店

銚田市田崎1601-2

TEL 0291-37-1559

FAX 0291-37-2190

新築・リフォーム・エクステリア

住まいのことなら

ケンチクシノハラ

〒311-1416 銚田市鹿田830-29

TEL 0291-37-2616

FAX 0291-37-4302



 *About a digital book*

銚田市 暮らしのガイドが 電子書籍に!!

わが街 事典[®]

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



「わが街事典」 電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性 



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら 





エンディングノートを準備しませんか？

誰であっても「死」や「老い」を避けることはできません。まだまだ先の事と思っていても不慮の事故や病などで突然意思表示もできなくなる…ということもありえます。そうなれば残された家族は大変な負担を強いられてしまいます。

いざというときに備え、あなたの意志をエンディングノ

ートに残しておきましょう。エンディングノートは遺言書と違い法的な効力こそありませんが、逆に決まった形式もなく好きなように残しておくことができます。元気なうちにあなたの意志を書き留めておくことであなた自身の安心とご家族の負担軽減につながります。

【自分のことについて】

氏名・生年月日・住所・電話番号(緊急連絡先を含む)・血液型など一通りの情報を記載しておきましょう。現在かかっている病気や常用している薬、通院先も示しておくくと親切です。

【葬儀・お墓について】

葬儀の出し方は遺族の悩みどころです。葬儀の実施方法や費用、知らせる人のリストなどを明記しておくくと遺族の負担が軽くなります。どの写真を遺影に使うかも残しておくくと良いでしょう。また、お墓のことが決まっていればその情報も示しておきましょう。

【解約などについて】

携帯電話やネットなどの会員サービスなどを利用している場合はアカウントやパスワードなどの情報と共に対処方法も指示しておきましょう。



【親戚・友人・知人について】

いざというとき知らせて欲しい親戚・知人・友人がいればそのリストを残しておきましょう。

【延命・献体について】

延命治療が必要になったときの対処を残しておきましょう。口頭だけですとあなたの意志だとしても延命を打ち切った人が他の遺族から糾弾されるおそれがあります。

死後、遺体などを献体として提供する意志があればその旨も記しておきましょう。

【遺品について】

遺品を形見分けしたいときは品名・譲渡先を網羅したリストを残しておきましょう。また、最近はパソコンなどにデジタルな遺品を残すケースもあります。そうしたもののへの対処も残しておきましょう。

【財産・資産について】

預貯金やクレジットカードなどの口座情報はもちろん不動産や有価証券などの金融資産も詳細に残しておきましょう。また、プラスの資産だけでなく借金などマイナスの情報も忘れてはいけません。

【保険や私的年金などについて】

生命保険をはじめとした各種保険の情報を残しておきましょう。また、個人年金や企業年金に加入している人はその情報も残しておきましょう。

【遺言書について】

十分な法的効力を持つ遺言書を作成するのは素人では難しいものです。弁護士などに相談し、アドバイスを受けましょう。遺言書を作成したときはその存在をあきらかにし、保管場所を示しておきましょう。



エンディングノートの注意点

●保管について

エンディングノートは銀行口座などの資産情報をはじめ非常に重要な個人情報情報の塊です。保管には細心の注意を心がけましょう。

●エンディングノートの存在を知らせておく

せっかくエンディングノートを作成しても家族がその存在を知らなかったら意味がなくなってしまいます。

●財産について

エンディングノートには法的効力がないので遺産分与で遺族がもめる恐れがあります。財産に関しては別に正式な遺言書を準備しておきましょう。

※掲載の記事に関しましては、一般的な見解を示したものであり、全てのケースにあてはまるものではありません。

鉾田市役所

当店施工

平成17年10月11日



・墓石
・記念碑
・石材工事一式



当店施工

塙石材店

〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田1627
☎ 0291-32-2925 FAX 0291-32-3902





元気なうちだからこそ考えておきませんか

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです

墓地の種類

公営墓地

自治体が所有する墓地で、宗派を問わず民営に比べれば割安ですが、その分人気があり、購入は難しい。応募や使用に関して条件や規則があります。

24時間対応致します



常陸造花店

〒311-1514 鉾田市安塚766-1

☎0291-33-6180

大切な思い出を、真心込めて、整理します

無料
相談

遺品整理・生前整理
不用品回収・家解体



遺品整理 承ります



中古住宅

仲介 買取 売買

有限会社アルカディアランドハウス

〒311-2113 鉾田市上樺木1567-31

☎0291-39-7669



墓地の種類

民営墓地

公益法人や宗教法人などによって管理運営されている墓地で、多くは宗派を問いません。公営に比べて申し込み条件や規制は少なく、区画(墓基)や形態なども自由ですが、価格は高め。管理体制や運営主体の信頼性など慎重に選ぶようにしましょう。

墓地の種類

寺院墓地

寺院内にある墓地で、その寺院によって管理運営されています。葬儀や法要に便利で、管理、供養の面でも安心ですが、原則として檀家以外の使用は認められません。価格もさまざまです。

墓地の種類

公園墓地

公営、民営いずれも、緑の芝生や広場や遊歩道が調整されるなど、公園風の明るい雰囲気。墓石も古来の形式より、自由にデザインされたものなどが多く見受けられます。



お墓の形いろいろ

和型

最も標準的な形のお墓です。竿石(さおいし)の下に上台石(じょうだいし)、下台石(げだいし)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいし)を置いたり、竿石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。



和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごりんとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類があります。



洋型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。



銚田市生活マップ

土地・建物・売買・仲介

株式会社 鹿東商事

お気軽にご相談下さい！

売家 銚田市上沢1026-20
☎0291-39-2420



オーシャンセービング株式会社

空き家・別荘管理の
お問合せ・お申し込みはコチラ
TEL.0291-39-5221

- ゴミ処分 ■リフォーム・メンテナンス
- 定期巡回サービス ■草刈・草ぬき
- 浄化槽の点検 ■ハウスクリーニング
- 築の手サービス (模様替えからベットの世話まで色々)

お気軽に
お問い合わせ下さい。

銚田市上沢2674-5



GSYUASA GSユアサバッテリー

バッテリー 電装品 車検 整備

関東運輸局認証工場(5-4299)

アワノ
栗野電機商会

銚田市塔ヶ崎21-1
☎0291-32-2540



ほんざわ整骨院

☎311-1517 銚田市銚田1231-1

受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~12:00	●	●	●	●	●	▲	—	▲
14:00~19:30	●	●	●	●	●	—	—	—

▲9:00~14:00まで 日曜日定休

☎0291-32-7771



一生に一度の一枚を撮影いたします

光翔

営業時間/9:00~19:00
串挽1109-8
☎0291-33-6571

<https://www.kousyou-wedding.com/>



Hokota City Living Map



このページは有料広告ページです



企業/学校カーテン・ユニフォームクリーニングも
特殊クリーニング

フラダンス・パーティドレス 一般家庭・会社カーテン

カーテンの取付、取り外しまで
お願いできるなんて助かるわ!

白栄舎 鉾田市鉾田1617
TEL. 0291-32-2308



PÂTISSERIE *La Provence* depuis 2004
10:00~19:30

「おいしいね!」の笑顔が
ラ・プロヴァンスの願いです。

パティスリー ラ・プロヴァンス
TEL. 0291-33-4200
鉾田市塔ヶ崎1017-1 ショッピングガーデンアクロス内



出光興産株式会社特約販売店
アストモスエネルギー(株)販売店

株式会社 渡辺石油

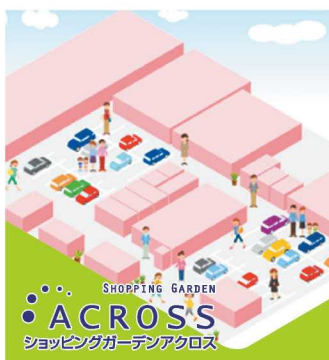
本店	鉾田市鉾田1516 ☎0291-33-3188
セルフ鉾田SS	鉾田市安房1647-7 ☎0291-32-5566
鉾田バイパス給油所	鉾田市串挽425-7 ☎0291-32-2668
LPG充填所・油槽所	鉾田市柏熊996-2 ☎0291-32-3640



北島マシンナイフは、
工業用刃物・スライスマシンの制作、委託加工まで
「切る」ことの国内屈指のプロフェッショナル集団です

ナイフのパイオニア
有限会社北島マシンナイフ

〒311-1513 鉾田市大竹1521-8
☎0291-33-5211
FAX 0291-33-5217



丸木グループ 感謝・努力・創造
グループ本部 鉾田市鉾田1533 TEL. 0291-33-4611

株式会社丸木 不動産賃貸	(有)エムケーディー 不動産・開発 保険・リース
協同組合 鉾田ショッピングセンター 商業施設運営	(株)茨城保険サービス 保険



Photo by miwakostagram

Hokota City Life Guide Book

編集後記

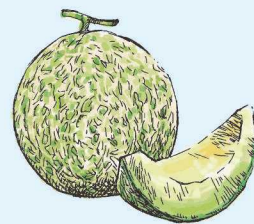
「鉾田市 暮らしのガイド」は、鉾田市にお住まいの皆さんへ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として鉾田市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「鉾田市 暮らしのガイド」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、鉾田市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「鉾田市 暮らしのガイド」に掲載の行政情報は、令和3年12月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報で内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご利用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。



2022年度版

鉾田市 暮らしのガイド

令和4年1月発行

発行

鉾田市／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 水戸支店
〒310-0803 茨城県水戸市城南2-9-12
TEL.029-224-3070

※掲載している広告は、令和3年12月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

Hokota City Life Guide Book



鉾田市くらしのガイド

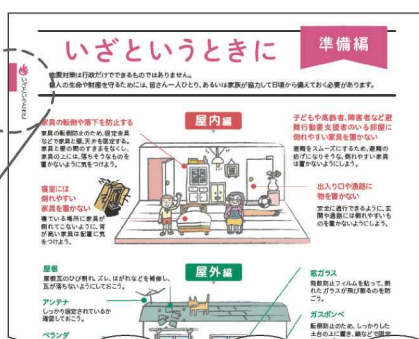
ほしい情報がスムーズに探せます。

皆さんのご自宅にお届けさせていただいた「鉾田市くらしのガイド」は、これから鉾田市で、そしてずっと鉾田市で暮らしていく、そんな方々のためのガイドブックです。ぜひ、隔々までお読みいただいて、日々の暮らしにご活用ください。



Point

表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。



〇〇〇とっても便利な三部構成！〇〇〇

街への愛が深まる 困った時に頼れる 毎日の暮らしを変える
地域情報 行政情報 生活情報

鉾田市ホームページ

鉾田市

検索

→ <https://www.city.hokota.lg.jp>

インターネットでさまざまな鉾田市の情報を発信しています。

楽しいイベント情報や生活情報、市の施設案内など、役立つ情報がいっぱい！

安全・安心
くらし・手続き・環境
子育て・教育
健康・福祉・医療
観光・文化・スポーツ
市政情報
事業者向け



手に取りやすい雑誌サイズだから 目につく場所に置いておけば重宝！

調べごとを思いついた際、パソコンと違って電源を入れる必要がないから、知りたい情報にすぐたどり着けます。テレビリモコンなど普段使いが多い道具のそばに置いておくと便利です。

わが街の魅力を再発見できる 楽しい記事がぎっしり満載！

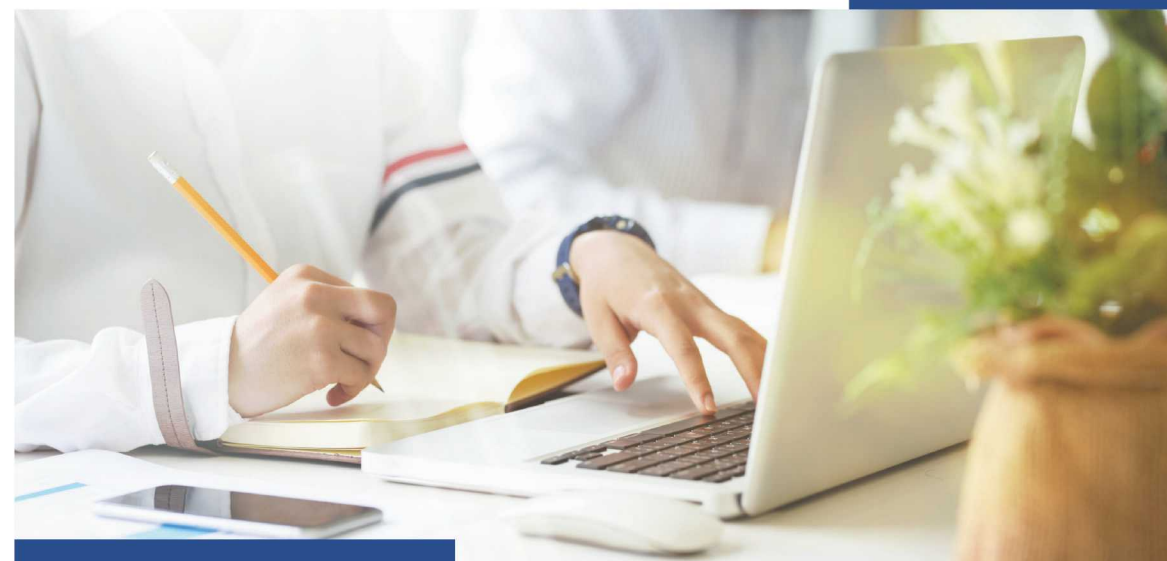
行政情報のほかに、地域情報のページには、自分たちが暮らす街のイベント情報やみどころなど、子どもから高齢者の方まで誰もが楽しめる記事がいっぱい詰まっています。

市内公共施設の利用方法が ひとめでパッとわかります！

運動公園やプールなどの運動施設はもちろん、図書館や医療・福祉施設などの情報が掲載されています。街の公共施設を賢く利用して有意義な時間を過ごしましょう。

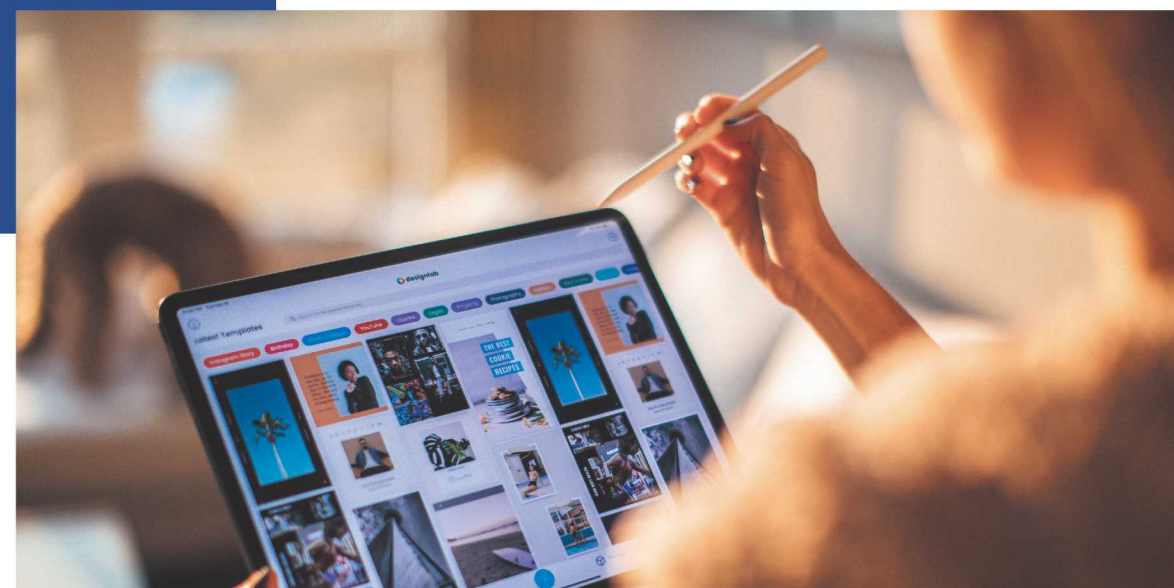
システムエンジニアリング ITソリューション事業

パソコンも



タブレットも

Windowsパソコン・Chromebook
iPadなどのタブレット端末
販売から修理まで対応しております



パソコン・インターネット・プリンターのお困りごと、お気軽にご相談ください。



東洋計測株式会社

〒314-0032 茨城県鹿嶋市宮下3丁目4番6号

TEL:0299-83-5245 FAX:0299-82-1769 <http://www.toyoks.com/>

品質マネジメントシステム
ISO9001認証
情報セキュリティ
マネジメントシステム
ISO27001認証

